

平成 24 年度原木需給情報システム開発事業
(農林水産省補助事業)

韓国における木材需給と木材産業の現状と動向

平成 26 年 1 月

一般社団法人日本木材輸出振興協会

一般財団法人日本木材総合情報センター

韓国における木材需給と木材産業の現状と動向

目 次

はじめに
報告書要旨

1. 調査実施の概要.....	1
1－1 背景と目的.....	1
1－2 調査員と現地調査行程.....	1
1－3 面談者リスト.....	2
2. 韓国の木材需給の現状と動向.....	3
2－1 木材需給の概況.....	3
2－2 原木の生産量、輸入量.....	5
2－2－1 原木生産量.....	5
2－2－2 原木輸入量.....	7
2－2－3 主要樹種別原木輸入量.....	11
2－2－4 輸入港別原木輸入量.....	12
2－3 製材品の生産量、輸入量、輸出量.....	13
2－3－1 製材品生産量.....	13
2－3－2 製材品輸入量.....	14
2－3－3 製材品輸出量.....	16
2－4 木質パネルの生産量、輸入量、輸出量.....	17
2－4－1 木質パネル生産量.....	17
2－4－2 木質パネル輸入量.....	21
2－4－3 木質パネル輸出量.....	25
2－5 その他木材製品の生産量、輸入量、輸出量.....	27
2－6 木材需給の今後の動向.....	32
2－6－1 原木、木材の需給予測.....	32
2－6－2 製材品の需給予測.....	34
2－6－3 合板の需給予測.....	36
2－6－4 パーティクルボードの需給予測.....	37
2－6－5 中密度繊維板の需給予測.....	38
3. 韓国の木材産業の現状.....	40
3－1 木質ボード産業の概要.....	40
3－2 木質パネル製造の原料供給.....	42
3－2－1 合板製造の原料供給.....	42
3－2－2 パーティクルボード製造の原料供給.....	43
3－2－3 中密度繊維板製造の原料供給.....	44

3-3	製材産業の概要	45
3-4	製材品製造の原料供給と主要製品	45
3-4-1	原料供給	45
3-4-2	主要製品	46
3-5	主要企業の現況	49
4.	韓国の木材市場と流通の現状	52
4-1	木材市場の概観	52
4-2	木材の流通経路と流通主体	53
4-2-1	国産材の流通経路と流通主体	53
4-2-2	輸入材の流通経路と流通主体	55
4-3	距離別の木材運搬費用	56
4-4	主要木材製品の市売価格	58
4-4-1	国産原木の価格	58
4-4-2	輸入原木の価格	60
4-4-3	製材品の価格	61
4-4-4	木質ボード類の価格	63
5.	木材規格及び木材利用促進に関する法律	66
5-1	原木規格の改正	66
5-2	木材の持続可能な利用に関する法律	68
6.	日韓間の木材貿易の現状	70
6-1	韓国の日本からの主要木材製品の輸入実績	70
6-2	韓国の日本への主要木材製品の輸出実績	71
	主要参考文献	72
	付属資料 1 木材の持続的な利用に関する法律(仮訳)	73

はじめに

日本国内の原木の需給状況の分析、把握を図る上で、原木需給・木材需給とそれと関連する情報、さらにこうした情報を適時適確に提供すること及び効果的・効率的に提供できる情報システムが不可欠である。

また、木材の内需と外需を切り離して、海外との木材貿易が多いわが国の原木需給、木材需給を論ずることができない。特に今日では、国内の原木需給、木材需給に少なからぬ影響を与え、外需を国内需要のひとつとした国産材の輸出促進は、中国と同様に韓国を重点対象国として木材製品の輸出促進に積極的に取り組んでいる。

このことから、国内の原木需給、木材需給と密接な関係のある韓国の木材需給、産業の状況、政策の動向などに関する情報を収集、分析、提供することは、重要である。

この調査報告書では、韓国の木材需給から、主要木材製品の生産、輸入、輸出状況、主要木材産業の現状、流通実態、日韓間の木材貿易の現状と今後の動向、林業政策などを挙げている。本報告書が、日本国内の木材需要に応じた供給体制の整備を図る「原木需給情報システム」の開発、木材需給の分析並びに需要者への情報提供などに資することを期待する次第である。

本調査に際しては、韓国現地の方々に協力を頂いた。ここに、深く感謝の意を表する次第である。

平成 26 年 1 月

一般社団法人 日本木材輸出振興協会
会 長 安藤 直人

報告書要旨

韓国は、経済発展が戦後の荒廃した森林資源という条件の中で始まったため、木材自給率は 16%（2012 年現在）に過ぎず、殆どを外材に依然せざるを得なかった。韓国は耐久性、高品質を要求しない仮設材を中心とする木材需給が中心であるため、高品質材や製材品の輸入より原材料に近い低級材や安価な針葉樹原木などが必要とされている。そのため、原木輸入は日本と比較して量的には大きく変わらず、低質・低価格材を中心として主にニュージーランドのラジアタパインを輸入している。ニュージーランドからの原木輸入量は総輸入量の 68.3%を占めるほど圧倒的である。最近、製材品などの木製品の輸入が増加をたどっているとはいえ、量的にはまだ少なく、原木及び製材品の輸入量に占める製材品の比率は 30%程度に過ぎず、原木は国内加工分野では依然として主要な輸入部分を占めている。

荒廃が著しかった国内森林資源は徐々に充実しており、国内資源は間伐材等の増加で、10 年後には木材資源としての供給が活発することが予想される。また、2000 年代に入ってから経済の発展に伴い、住環境の質的向上追求の要請が高まりを見せ、一戸建て住宅では木造住宅、中高層共同住宅ではフローリングに代表される内装の木質化すなわち生活の中に木材をより多く使う動きが広がっている。このような状況の中で、木質パネル製品、特に MDF を中心とする生産及び市場の規模も拡大された。一方では、ヒノキを中心とする日本産木材が環境に優しく、健康効果があると判断する消費者の意識が高まり、最近日本からの原木輸入量が大きく増加し、関連製品も増加傾向をたどっている。

一方、韓国は 2013 年に独自の木材規格の制定、木材利用促進を図る趣旨の法律（木材の持続的な利用に関する法律）を制定した。しかし、木材市場・流通については日本のような木材市場が存在せず国産材の流通は木商（伐採商、収集商、搬出加工商）の主導の下で行っている特性を有している。

1. 調査実施の概要

1-1 背景と目的

海外との木材貿易が多いわが国の原木需給、木材需給を考える際には、わが国の木材貿易の主要相手国並びに近隣国の木材需給、主要木材製品の生産状況、流通実態といった情報及びその情報の分析が不可欠である。

また、農林水産省におかれては、農林水産物・食品の輸出額を平成 32 年までに 1 兆円水準とする政府目標を達成するために、また、国産材の利用拡大促進の一環として、近隣国の韓国を重点的な市場と位置づけ、スギ、ヒノキ、カラマツ等日本産木材による構造材、内外装材の輸出の取り組みを支援している。こうした中で、韓国の木材需給、産業の状況、政策の動向などに関する情報を収集、分析、提供することは、重要である。

このため、本調査は、日本国内の木材需要に応じた供給体制の整備を図る「原木需給情報システム」の開発、木材需給の分析、韓国向け木材輸出の促進並びに需要者への情報提供に資することを目的とし、平成 24 年度林野庁補正予算事業である「原木需給情報システム開発事業」の一環として、韓国の関係業界団体や有識者の協力の下に、聞き取り調査、訪問調査、文献収集を通して、韓国の木材需給、主要木材製品の生産状況、流通実態及びその他必要な事項を調査し、その調査結果をもとに取りまとめた。

1-2 調査員と現地調査行程

調査員は以下のとおり。

Sunchon National University	Soo Im Choi
一般社団法人日本木材輸出振興協会	小合 信也
一般財団法人日本木材総合情報センター	玉置 好孝

現地共同調査行程は以下のとおり（表 1-1）。

表 1-1 共同調査行程

月	日	曜日	活動内容
平成 25 年 7 月	29	月	東京—ソウル（出国） 韓国合板ボード協会訪問
	30	火	ソウル—Incheon 市 工場調査（Dongwha 社：木質ボード類生産） 現場調査（Younglim Timber 社：輸入材・国産材加工生産）
	31	水	ソウル—Gyeonggi-do Yeoju-Gun 工場調査（山林組合中央会木材流通センター：国産材加工・生産・流通、木質ペレット生産）
8 月	1	木	ソウル—釜山 現場調査（Sungchang 企業：合板・木質ボード類・フローリング生産） 現場調査（SD 商事：木材流通及び販売）
	2	金	釜山—東京（帰国）

なお、本調査報告書は、Soo Im Choi が執筆し、取りまとめた。調査内容の企画から、報告書の取りまとめまでは、一般社団法人日本木材輸出振興協会業務課長 趙 川の助言をいただいた。

1-3 面談者リスト

現地調査の主要面談者は以下のとおり（表 1-2）。

表 1-2 面談者リスト

No.	氏名	職名	所属先	備考
1	Ha-Hyun JOUNG	理事	韓国合板ボード協会	業界団体
2	Jong-Young PARK	本部長	韓国林業振興院	
3	金在成	チーム長	韓国林業振興院	
4	柳成真	理事	東和エンタープライズ（株）	企業
5	Young-kum LEE	理事	TaeWon Lumber	
6	Kim 氏	社長	Wood In	
7	河氏	代表理事	常信木材（株）	
8	李氏	理事	Sungchang Enterprise	
9	Jae-Yun RYU	研究委員	山林組合中央会	その他

2. 韓国の木材需給の現状と動向

2-1 木材需給の概況

韓国の木材需給量は、1980年の1,373万m³が1990年には2,175万m³、さらに1996年には2,740万m³への大幅に増加した。しかし、その後は1997年後半に発生した経済危機の影響で1997年2,645万m³、1998年2,008万m³と減少したが、経済の回復とともに木材需給量も徐々に増加し始め2000年に2,797万m³、2002年には2,905万m³と史上最大を記録した。その後木材需給量は2,700万m³前後が続いていたが、2010年から2,700万m³後半を超えて2012年現在は2,782万m³である。

表2-1 韓国の木材需給量の推移 (単位: 1,000m³)

年別	合計	原木			(廃材)	木製品 輸入	自給率 (%)
		計	国産材	輸入材			
1990	21,746	9,423	1,138	8,285	(640)	12,323	5.2
1995	25,325	9,284	1,055	8,229	(1,454)	16,041	4.2
1996	27,404	9,225	1,195	8,030	(1,602)	18,179	4.4
1997	26,452	9,328	1,062	8,266	(1,723)	17,124	4.0
1998	20,081	5,798	1,428	4,370	(1,185)	14,283	7.1
1999	27,816	8,317	1,694	6,623	(1,582)	19,499	6.0
2000	27,970	8,327	1,592	6,735	(1,816)	19,643	5.7
2001	26,243	8,836	1,533	7,303	(1,905)	17,407	5.9
2002	29,047	9,312	1,605	7,707	(1,873)	19,735	5.5
2003	27,389	8,727	1,740	6,987	(2,275)	18,662	6.4
2004	27,211	8,619	2,037	6,582	(2,220)	18,592	7.5
2005	26,719	8,372	2,350	6,022	(2,258)	18,347	8.8
2006	26,623	8,809	2,444	6,365	(2,347)	17,814	9.2
2007	27,347	9,013	2,680	6,333	(2,699)	18,334	9.8
2008	26,752	7,969	2,702	5,267	(2,700)	18,783	10.1
2009	26,607	8,190	3,176	5,014	(2,181)	18,417	11.9
2010	27,612	7,942	3,715	4,227	(2,228)	19,670	13.5
2011	27,608	8,240	4,210	4,030	(2,198)	19,368	15.2
2012	27,819	8,192	4,506	3,686	(2,131)	19,627	16.2

注: () は合計に含まれてない。

資料: 山林庁「林業統計年報」

木材供給を国産材と輸入材に分けてみると、国産材は 450 万 m³に過ぎず、輸入材のウェートが圧倒的に大きい。国産材供給量は 1997 年まで 110 万 m³前後に過ぎなかったが、その後徐々に増加し始め 2004 年 203 万 m³、2008 年 270 万 m³、2012 年には 450 万 m³へと大幅に増加した。総供給量に占める国産材の比率（自給率）も 1998 年以前は 4～5%に過ぎなかったが、国産材の供給量の増加とともに 2000 年 5.7%、2005 年 8.8%、2010 年 13.5%、2012 年には 16.2%と過去最高を記録した。

輸入材（輸入原木＋輸入木製品）は 1990 年に 2,060 万 m³であるが、1995 年に 2,427 万 m³、2002 年に 2,744 万 m³と史上最大を記録した。その後、輸入材は、輸入原木の減少とともに 2005 年に 2,436 万 m³、2010 年に 2,389 万 m³、2012 年に 2,331 万 m³へと減少傾向をたどっている。外材輸入量を原木と製品と分けてみると、1990 年に原木が 40%、製品は 60%を占めた。その後製品の割合は徐々に増加を続け、1995 年に 66%、2000 年 74%に、2010 年には 80%とさらに増加した。2012 年現在は原木が 16%、製品が 84%を占めている。

一方、国内木材産業の原木需要量は、1991 年の 1,014 万 m³をピークにその後徐々に減少を続け、1995 年に 928 万 m³、2000 年に 832 万 m³、2010 年に 794 万 m³、2012 年に 819 万 m³を記録した。それは木材供給構造上の製品輸入への移行によるところが大きい。

原木需要を用途別に見ると、2012 年の 819 万 m³のうち、パルプ用が最も多く 49.2%を占めている。製材用を含む一般材が 45.7%、合板用が 5%、坑木用が 0.2%などの順である。

原木需要の中で 1970 年代及び 1980 年代初頭に最も大きなシェアを占めているのは合板用であった。しかし、国内合板産業は合板輸入の拡大によって急速に競争力を失い、合板用原木の需要量は、1990 年の 184 万 m³（原木需要量に占める合板用原木需要量の割合：19.6%）、2000 年の 129 万 m³（同 12.8%）、2010 年の 39 万 m³、（同 4.9%）と激減しており、合板産業の木材産業におけるウェートが急速に低下している。

製材用を含む一般用原木の需要量は、1997 年後半に発生した経済危機の影響で 1990 年の 628 万 m³から 1998 年の 330 万 m³と大きく減少した。その後、経済の回復に伴い、需要量も徐々に増加し、2000 年に 542 万 m³、2002 年には 736 万 m³と史上最大を記録した。しかし 2000 年後半から国内建築景気の沈滞でその需要量は減少を続けている。

パルプ用材は 1990 年まで 50 万 m³前後で、原木需給量に占める割合も 5%程度にすぎなかったが、2000 年には原木需給量の 15.6%を占める 129 万 m³に拡大した。この水準は 2000 年代後半まで維持され、2009 年には同 23.4%を占める 191 万 m³になった。さらに、2011 年に需給量の 45.3%を占める 374 万 m³、2012 年に同 49.2%を占める 402 万 m³へと大きく増加している。

坑木用材の消費量は、1980 年代後半までは石炭生産量の増加とともに増加した。しかし、1980 年代後半以降、石油や LPG など代替エネルギーの使用量の増加と政府の石炭産業の合理化に伴って炭鉱数も急激に減少したため、坑木の需要量も 1990 年の 51 万 m³（原木需要量に占める合板用原木需要量の割合：5.4%）から、2000 年 11 万 m³、（同 1.3%）、さらに 2012 年に 2 万 m³（同 0.2%）へと急減している。

表 2－2 韓国原木需給量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	内需用					輸出用		
		計	坑木用	パルプ用	合板用	製材・ 一般用	計	合板	製材品・ その他
1990	9,423	9,121	512	479	1,849	6,281	302	40	262
1995	9,284	8,939	139	1,275	1,300	6,225	345	186	159
1996	9,225	8,893	109	1,287	1,334	6,163	332	159	173
1997	9,328	8,987	104	1,253	1,611	6,019	341	79	262
1998	5,798	5,265	110	992	859	3,304	533	262	271
1999	8,317	7,836	117	1,361	1,051	5,307	481	233	248
2000	8,327	7,897	112	1,295	1,066	5,424	430	179	251
2001	8,836	8,665	140	1,036	504	6,985	171	109	62
2002	9,312	9,207	58	1,145	638	7,366	105	63	42
2003	8,727	8,622	63	1,216	758	6,585	105	67	38
2004	8,619	8,473	62	1,424	597	6,390	146	75	71
2005	8,372	8,313	55	1,546	549	6,163	59	18	41
2006	8,809	8,740	47	1,437	1,106	6,150	69	23	46
2007	9,013	9,013	45	1,643	1,110	6,215	－	－	－
2008	7,969	7,969	45	1,757	618	5,549	－	－	－
2009	8,190	8,290	39	1,919	500	5,732	－	－	－
2010	7,942	7,942	29	2,549	393	4,971	－	－	－
2011	8,240	8,240	32	3,734	450	4,024	－	－	－
2012	8,192	8,192	18	4,028	406	3,740	－	－	－

資料：山林庁「林業統計年報」

2－2 原木の生産量、輸入量

2－2－1 原木生産量

国産原木の生産量は、1990 年前半までは概ね 110 万 m³ にすぎなかった。しかし 1990 年代後半からわずかながら増加が続き、2003 年までは 170 万 m³ 前後を維持してきた。その後地球温暖化対策の一環として山林庁から森林吸収源の活動の一つである森づくり事業による間伐事業が積極的に実施され、原木の生産量も 2004 年の 203 万 m³ から 2010 年の 371 万 m³、2012 年の 450 万 m³ へと増加している。

用途別の原木生産量を見ると、2012 年現在 450 万 m³ のうち、製材用を含む一般材用が 345

万 m³ (76.7%) と最も多く、次いでパルプ用が 103 万 m³ (22.9%)、坑木用が 2 万 m³ (0.4%) の順である。特に製材用を含む一般材用は、針葉樹を中心に 1990 年の 22 万 m³ から 2000 年の 93 万 m³、さらに 2005 年の 189 万 m³、2010 年の 279 万 m³ へと大幅増加しており、2012 年には 346 万 m³ となり、過去最高の原木生産量を記録した。

表 2－3 原木生産量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	坑木	パルプ	一般材
1990	1,138	512	410	216
1995	1,055	139	405	511
1996	1,195	109	392	694
1997	1,062	104	367	591
1998	1,428	110	406	912
1999	1,694	117	410	1,167
2000	1,592	112	552	928
2001	1,533	140	366	1,027
2002	1,605	58	373	1,174
2003	1,740	63	449	1,228
2004	2,037	52	478	1,497
2005	2,350	55	400	1,895
2006	2,444	47	522	1,875
2007	2,680	45	667	1,968
2008	2,702	45	838	1,819
2009	3,176	39	797	2,340
2010	3,715	29	892	2,794
2011	4,210	32	1,022	3,156
2012	4,506	18	1,033	3,455

資料：山林庁「林業統計年報」

一方、国産材の伐採許可実績をみると、徐々に成熟している国内資源の主伐を始め森づくり事業による間伐、山地専用による伐採、樹種更新、被害木の伐採などが増加したため、伐採量は 2008 年の 229 万 m³ から 2010 年の 867 万 m³、2011 年の 995 万 m³、2012 年の 1,070 万 m³ へと大幅増加した。2012 年現在伐採許可実績 1,070 万 m³ のうち、間伐が 710 万 m³ (66.4%) と最も多く、次いで主伐が 118 万 m³ (11.1%)、樹種更新のための伐採が 102 万 m³ (9.6%)、被害木の伐採が 36 万 m³ (3.3%)、その他が 104 万 m³ (9.7%) である。

表 2－4 国産材の伐採許可実績 （単位：1,000m³）

年	合計	主伐	間伐	樹種更新	被害木	その他
2008	2,288	795	740	522	36	195
2009	3,720	1,027	1,143	687	84	579
2010	8,671	1,136	5,858	736	453	488
2011	9,953	1,272	6,863	871	322	625
2012	10,700	1,183	7,100	1,022	356	1,039

資料：山林庁「林業統計年報」

2－2－2 原木輸入量

原木の輸入量は、2000 年の 673.5 万 m³ から 2005 年の 622.1 万 m³、2010 年の 422.5 万 m³、さらに 2012 年の 368.6 万 m³ へと減少傾向をたどっている。2013 年の輸入量 375.7 万 m³ を仕入国別にみると、ニュージーランドが 256.8 万 m³ と最も多く、米国が 39.5 万 m³、カナダが 27.9 万 m³、オーストラリアが 17.2 万 m³、ロシアが 9 万 m³、パプアニューギニアが 7.8 万 m³ の順である。

韓国における原木の輸入先としてニュージーランドは大きな割合を占めているが、2000 年代後半から輸入量が徐々に減少し始め、2007 年の 323.5 万 m³ から 2012 年の 234.7 万 m³ へと急減した。ロシアも 2000 年の 168.3 万 m³ から 2008 年の 70.6 万 m³、さらに 2012 年の 10.2 万 m³ まで大きく減少した。それに対して 2000 年代初頭から米国やカナダ並びにオーストラリアからの輸入量はわずかながら増加している。日本からの輸入量も 2000 年の 1,000m³ 程度から 2007 年の 7,000m³、さらに 2013 年の 4.3 万 m³ への大幅な増加を示した。

原木輸入量を樹種別にみると、針葉樹は 2000 年代後半から輸入量が減少傾向をたどり、2008 年の 538.8 万 m³、2010 年には 396.1 万 m³、2012 年に 355.0 万 m³ へと急減した。2013 年の針葉樹輸入量 343.8 万 m³ のを仕入国別にみると、ニュージーランドが 256.8 万 m³ と圧倒的に大きく、次いで米国が 38.4 万 m³、カナダが 27.6 万 m³、オーストラリアが 17.2 万 m³、ロシアが 9.9 万 m³ の順である。日本からも 3.9 万 m³ が輸入された。

広葉樹原木輸入は、針葉樹原木と同様に 2000 年代後半から減少が続き、2005 年の 52.4 万 m³ から 2010 年の 26.4 万 m³、さらに 2013 年の 20.7 万 m³ への減少傾向を示した。2013 年の広葉樹原木輸入量を仕入国別にみると、パプアニューギニアが 7.8 万 m³ と最も多く、次いでソロモン諸島が 5.3 万 m³、マレーシアが 4 万 m³、米国が 1. 万 m³ の順である。

表 2－5 原木輸入量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	ニュージーランド	ロシア	オーストラリア	米国	パプアニューギニア	マレーシア	ソロモン諸島
2000	6,735.0	3,271.0	1,683.0	576.0	198.0	326.0	339.0	141.0
2001	7,119.0	4,219.0	1,554.0	386.0	179.0	241.0	191.0	148.0
2002	7,657.0	4,293.0	1,528.0	738.0	209.0	180.0	195.0	177.0
2003	7,165.0	4,097.0	1,499.0	545.0	293.0	169.0	156.0	227.0
2004	6,541.0	3,214.9	1,496.9	492.3	430.0	173.4	139.2	277.0
2005	6,221.0	2,961.8	1,570.4	478.4	467.5	106.5	135.4	226.0
2006	6,363.0	3,249.7	1,475.1	447.3	468.4	90.0	102.3	177.8
2007	6,643.0	3,235.9	1,100.1	540.4	787.5	73.4	76.5	136.6
2008	5,684.0	3,009.7	706.4	393.9	865.6	67.2	65.2	127.7
2009	5,015.0	2,641.5	449.3	327.1	966.1	89.6	78.3	79.4
2010	4,225.0	2,485.5	216.6	318.6	636.9	87.7	83.4	58.6
2011	4,027.0	2,442.0	122.0	334.2	538.8	100.4	53.3	57.9
2012	3,686.0	2,346.8	101.5	163.8	447.7	101.0	54.0	47.3
2013	3,757.0	2,568.8	90.7	172.8	395.7	78.7	40.3	53.5
年	カナダ	チリ	ドイツ	インドネシア	ガボン	中国	日本	その他
2000	18.0	95.0	2.0	6.0	14.0	12.0	1.0	52.0
2001	27.0	15.0	1.0	61.0	27.0	9.0	2.0	59.0
2002	131.0	157.0	1.0	9.0	11.0	3.0	3.0	20.0
2003	153.0	6.0	－	－	6.0	1.0	1.0	11.0
2004	190.3	102.0	－	－	2.9	0.8	2.2	18.8
2005	240.9	1.7	－	0.1	3.4	0.5	2.6	25.8
2006	313.0	0.1	－	0.2	1.9	0.6	1.2	35.5
2007	414.6	23.1	211.7	0.1	3.2	2.2	7.1	242.4
2008	276.3	－	145.0	0.1	2.7	0.7	17.6	5.9
2009	264.1	－	88.9	0.1	1.3	0.4	13.1	15.9
2010	290.9	－	22.7	－	0.5	0.6	11.5	11.6
2011	320.1	－	17.0	－	－	1.0	18.0	21.0
2012	364.5	－	12.2	－	－	0.4	25.4	21.1
2013	279.9	－	10.1	－	－	0.1	43.4	23.0

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

表 2-6 針葉樹原木輸入量の推移 (単位: 1,000m³)

年	合計	ニュージーランド	ロシア	オーストラリア	米国	カナダ	ドイツ
2000	5,764.0	3,261.0	1,653.0	555.0	163.0	16.0	-
2001	6,348.0	4,215.0	1,525.0	361.0	147.0	24.0	-
2002	6,993.0	4,291.0	1,510.0	713.0	174.0	129.0	-
2003	6,532.0	4,096.0	1,483.0	526.0	259.0	151.0	-
2004	5,878.0	3,210.8	1,475.1	479.9	396.5	187.2	-
2005	5,697.0	2,960.9	1,557.2	474.3	431.6	236.5	-
2006	5,952.0	3,247.5	1,468.4	439.7	441.7	307.9	-
2007	6,294.0	3,194.9	1,094.0	540.4	767.3	410.1	211.3
2008	5,388.0	3,009.7	702.4	393.8	845.1	275.1	145.1
2009	4,725.0	2,640.9	446.3	327.1	942.5	263.4	88.7
2010	3,962.0	2,485.5	212.4	318.6	620.9	289.1	22.6
2011	3,788.0	2,442.0	120.3	334.2	526.6	316.2	17.2
2012	3,438.0	2,346.8	101.8	163.2	431.0	359.4	12.0
2013	3,550.0	2,568.8	89.0	172.8	384.3	276.9	10.0
年	チリ	インドネシア	ソロモン諸島	日本	ナミビア	南アフリカ	その他
2000	95.0	2.0	3.0	1.0	-	-	15.0
2001	15.0	-	20.0	2.0	-	-	39.0
2002	157.0	7.0	3.0	3.0	-	-	7.0
2003	6.0	-	2.0	1.0	-	-	9.0
2004	102.4	-	3.1	1.5	-	-	21.4
2005	1.7	-	10.7	2.6	-	-	21.6
2006	-	-	1.5	1.2	-	-	44.2
2007	23.1	-	3.1	6.8	1.1	-	62.0
2008	-	-	-	16.3	0.8	-	0.3
2009	-	-	-	12.0	-	-	4.2
2010	-	-	-	9.7	-	-	3.3
2011	-	-	-	14	-	-	18
2012	-	-	-	20.0	-	-	3.7
2013	-	-	-	39.5	-	0.1	8.6

資料: 山林庁「林産物輸出入統計」

表 2－6 広葉樹原木輸入量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	パプアニューギニア	マレーシア	ソロモン諸島	ロシア	米国	インドネシア
2000	972.0	326.0	339.0	138.0	30.0	35.0	4.0
2001	771.0	238.0	191.0	129.0	29.0	31.0	60.0
2002	664.0	180.0	195.0	174.0	19.0	35.0	2.0
2003	633.0	166.0	153.0	225.0	16.0	34.0	1.0
2004	662.0	170.8	131.9	274.2	21.8	33.9	－
2005	524.0	104.6	135.4	215.3	13.2	36.0	－
2006	413.0	90.0	88.1	176.3	6.8	26.8	0.1
2007	324.0	73.4	67.9	133.5	6.1	20.2	－
2008	296.0	67.2	65.2	127.7	4.0	20.5	－
2009	289.0	89.6	78.3	79.4	2.9	23.6	0.1
2010	264.0	87.7	83.4	58.6	4.2	16.0	－
2011	240.0	100.4	53.3	57.9	1.7	12.2	－
2012	246.0	101.0	54.0	47.3	2.4	16.7	－
2013	207.0	78.7	40.3	53.5	1.6	11.3	－
年	ガボン	中国	ニュージーランド	オーストラリア	カナダ	ソマリア	その他
2000	14.0	10.0	10.0	21.0	2.0	－	41.0
2001	27.0	9.0	4.0	25.0	2.0	－	25.0
2002	10.0	3.0	3.0	25.0	2.0	－	16.0
2003	6.0	1.0	2.0	19.0	2.0	4.0	5.0
2004	2.9	0.7	4.1	12.4	3.1	2.2	4.1
2005	3.4	0.5	0.9	4.1	4.4	－	6.2
2006	1.9	0.4	2.2	10.5	4.6	－	5.3
2007	3.2	1.2	1.0	－	4.5	－	12.9
2008	2.7	0.5	－	－	1.4	－	6.9
2009	1.1	0.4	0.6	0.1	0.7	－	12.2
2010	0.5	0.1	－	－	0.9	－	12.6
2011	－	－	－	－	3.8	－	10.2
2012	－	－	－	0.5	5.1	－	19.1
2013	－	－	－	－	2.9	－	18.7

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

2-2-3 主要樹種別原木輸入量

2012年の原木輸入量を樹種別にみると、針葉樹はニュージーランドからのラジアタパイン 2,100,788 トンと圧倒的に多く、次いで北米からのヘムロックが 427,850 トン、ベイマツが 114,047 トン、ロシアからのスプルースが 94,657 トン、カラマツが 88,698 トンの順である。そのうち、カラマツは 2007 年の 661,676 トンから 2010 年の 163,798 トン、さらに 2012 年の 88,698 トンへと大幅減少した。スプルースも 2007 年の 356,344 トンから 2010 年の 102,402 トン、2012 年の 94,657 トンへと急減した。これに対してベイマツの輸入量は多くの樹種の輸入量が減少を続けている中大きな変化なく横ばいしている。

表 2-8 主要樹種別の針葉樹原木輸入量 (単位：トン)

年	シーダー	ベイマツ	ヘムロック	レッドパイン	カラマツ	スプルース	ラジアタパイン
2007	22,000	114,867	701,723	115,010	661,676	356,344	3,184,330
2008	33,737	142,255	623,386	51,996	455,050	284,787	2,845,967
2009	25,696	179,574	708,440	15,253	352,945	171,721	2,465,411
2010	15,802	148,229	514,552	4,605	163,798	102,402	2,338,746
2011	12,923	137,790	466,881	9,147	84,869	102,951	2,327,590
2012	11,881	114,047	427,850	6,104	88,698	94,657	2,100,788

資料：韓国貿易協会「貿易統計 品目別輸出入 (440300000)」

一方、広葉樹原木の輸入は、世界各地から多様な樹種が輸入されている。2012 年の広葉樹原木輸入においては、メランチが 5,333 トンと最も多く、次いでオークが 4,140 トン、クルインが 3,733 トン、メープルが 2,754 トン、アッシュが 2,622 トン、ウォルナットが 1,600 トン、ポプラが 1,316 トン、マホガニーが 1,005 トンの順である。そのうち、メランチは 2007 年の 12,727 トンから 2012 年の 5,333 トン、ウォルナットは 2007 年の 5,709 トンから 2012 年の 1,600 トン、ビーチは 2007 年の 1,058 トンから 2012 年の 405 トンへと大幅減少した。これに対してクルインは 2007 年の 3,070 トンから 2012 年の 3,733 トン、オークは 2007 年の 3,922 トンから 2012 年の 4,140 トンとわずかながら増加している。

表 2-9 主要樹種別の広葉樹原木輸入量 (単位：トン)

年	メランチ	チーク	クルイン	ジェルトン	オクメ	マホガニー	オーク	ビーチ
2007	12,727	247	3,070	1,021	1,131	1,991	3,992	1,058
2008	5,413	261	25,36	1,081	1,104	29	5,911	627
2009	3,363	268	3,955	970	1,056	348	3,001	656
2010	3,435	300	3,086	890	262	654	4,367	253

2011	8,384	328	3,056	576	472	1,758	3,835	399
2012	5,333	87	3,733	575	519	1,005	4,140	405
年	ローズウッド	エボニー	アッシュ	ウォルナット	ポプラ	メープル	カバ	バスウッド
2007	0	54	4,234	5,709	3,477	4,622	123	300
2008	18	47	2,776	3,903	2,715	3,370	205	147
2009	27	51	2,237	4,088	8,391	3,888	282	1
2010	1	27	3,905	3,036	454	3,947	787	211
2011	68	21	2,481	1,852	701	2,773	128	172
2012	29	-	2,622	1,600	1,316	2,754	183	47

資料：韓国貿易協会「貿易統計 品目別輸出入（440300000）」

2-2-4 輸入港別原木輸入量

2012年の原木輸入量を主要輸入港別に分けてみると、首都圏に位置しており、韓国の木材産業団地が集中している仁川（Incheon）港が1,870トンと最も多く、次いで釜山（Busan）港が741トン、群山（Gunsan）港が705トン、平澤（Pyeongtaek）港が54トン、木浦（Mokpo）港が45トン、光陽（Gwangyang）港が15トンの順となっており、原木輸入の大部分はIncheon港とBusan港並びにGunsan港の三つの輸入港が中心になっている。

そのうち、国内最大の輸入港であるIncheon港への原木輸入量は2007年の2,754トンから2010年前後で2,200トン程度を維持し、2012年には1,870トンに減少した。これに対して国内第二番目の輸入港であるBusan港への輸入量は2007年の428トンから2010年の470トン、さらに2012年の741トンへと増加傾向をたどっている。Gunsan港は2007年に1,011トンを達成した以後、大きな変化がなく700トン以上を維持している。

表2-10 主要輸入港別の原木輸入量（単位：トン）

年	合計	Incheon	Pyeongtaek	Gunsan	Mokpo	Gwangyang
2007	4,628	2,754	75	1,011	111	21
2008	3,946	2,461	102	746	75	22
2009	3,654	2,155	103	739	86	18
2010	3,689	2,217	130	708	58	13
2011	4,034	2,195	110	819	54	32
2012	3,454	1,870	54	705	45	15
年	Jinhae	Masan	Busan	Ulsan	Pohang	Others
2007	8	100	428	-	-	119

2008	15	72	303	－	－	150
2009	－	8	404	－	－	141
2010	－	39	470	－	－	55
2011	－	32	767	7	－	17
2012	－	3	741	－	－	20

注：トン（R/T）は運賃トン（Revenus Ton）、1R/T=1.133m³

資料：国立山林科学院「林業経済動向」、国土交通部、海運港湾物流情報センター

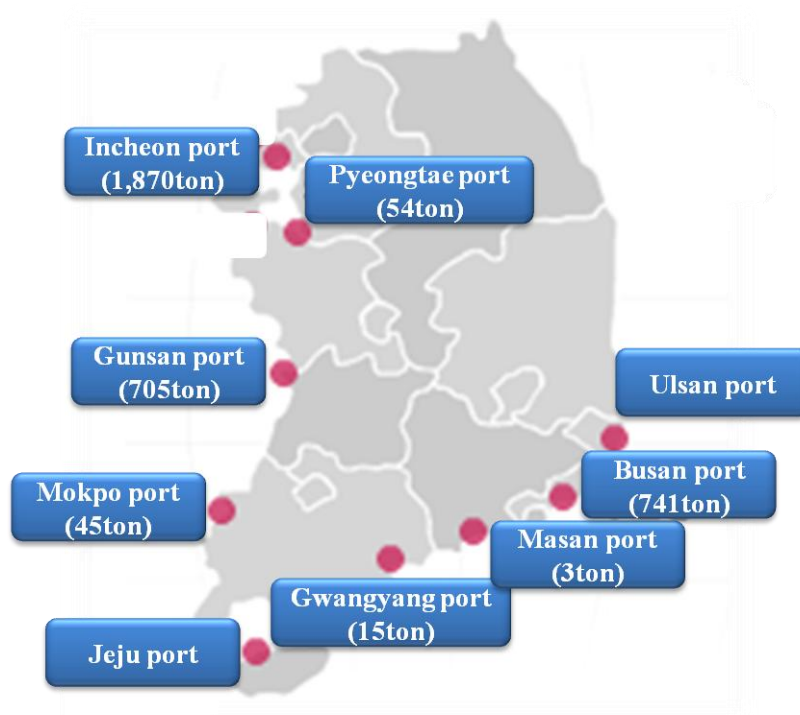


図 1－1 主要輸入港別の原木輸入量（2012 年）

2－3 製材品の生産量、輸入量、輸出量

2－3－1 製材品生産量

韓国における製材品に関する統計は 1996 年までは山林庁が発行している「林業統計年報」に掲載された。しかし、1997 年から製材産業に関する全国調査が実施していなかったため製材品の生産に関する時系列統計は構築されてなかった。その後山林庁は 2007 年から全国製材産業を対象に「木材利用実態調査」を実施してその結果として製材産業及び製材品に関する生産統計を提供している。韓国山林庁が 2012 年に実施した 2011 年基準の木材利用実態調査結果によると、製材品の生産量は 2008 年の 301.4 万 m³ から 2011 年の 202.4 万 m³、さらに 2011 年の 191.7 万 m³ へと大きく減少した。製材品の生産量を原材料別すなわち国内原木製品と輸入原木製品に分けてみると、2011 年現在製材品の生産量 191.7 万 m³ のうち、国産原

木製品が 24.2 万 m³ (12.6%)、輸入原木製品が 166.4 万 m³ (87.4%) と製材品生産の大部分を輸入原木製品に依存している。

表 2－1 1 製材品の生産量 (単位：m³)

年	合計	国産原木製品	輸入原木製品
2008	3,013,545	450,744	2,562,801
2009	2,399,720	273,065	2,126,655
2010	2,023,525	268,233	1,710,776
2011	1,916,689	242,362	1,674,325

資料：山林庁「木材利用実態調査」

2－3－2 製材品輸入量

製材品の輸入量は、原木の輸入が減少していることと逆に増加が続いている。輸入量は 2000 年の 73.9 万 m³ から 2006 年の 80.6 万 m³、2010 年の 120.2 万 m³、さらに 2013 年の 175.6 万 m³ へと大幅増加している。

2013 年の製材品輸入量を仕入国別にみると、チリが 45.8 万 m³ と最も多く、次いでロシアが 28.5 万 m³、カナダが 17.4 万 m³、ニュージーランドが 22.7 万 m³、中国が 7.8 万 m³、マレーシアが 6.3 万 m³ の順である。2000 年に入ってから東南アジアのインドネシアやマレーシアからの輸入量は減少が続いていることに対してカナダ、チリ、ニュージーランド、ロシアなどからの輸入量が大きく増加している。特にロシアやチリからの増加が目立っている。ロシアからの輸入量は 2000 年の 3.4 万 m³ から 2010 年の 27.7 万 m³、さらに 2012 年の 33.5 万 m³ へと、チリからの輸入量も 2000 年の 5.2 万 m³ から 2010 年の 23.0 万 m³、さらに 2012 年の 36.4 万 m³ へと大幅増加している。

表 2－1 2 製材品輸入量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	インドネシ	マレーシ	中国	カナダ	チリ
2000	729	149.0	204.0	65.0	51.0	52.0
2001	761	192.0	200.0	60.0	48.0	53.0
2002	848	222.0	168.0	60.0	70.0	53.0
2003	763	171.0	146.0	54.0	90.0	69.0
2004	834	137.5	161.3	48.4	137.8	79.5
2005	775	113.9	132.4	54.8	95.4	88.0
2006	806	91.3	157.4	57.7	124.8	85.1
2007	963	79.0	179.0	60.6	172.3	146.1
2008	939	41.8	110.9	54.5	145.6	198.7
2009	917	18.8	97.0	54.0	174.5	161.8

2010	1,202	6.0	78.3	58.8	197.3	230.8
2011	1,500	5.6	64.0	71.1	238.3	352.5
2012	1,624	5.3	71.2	69.4	232.1	363.4
2013	1,756	3.5	63.4	78.3	174.3	458.9
年	ニュージーランド	ロシア	米国	ブラジル	南アフリカ	その他
2000	55.0	34.0	65.0	26.0	5.0	23.0
2001	71.0	46.0	45.0	19.0	2.0	25.0
2002	104.0	80.0	46.0	17.0	4.0	24.0
2003	81.0	71.0	41.0	11.0	2.0	26.0
2004	83.0	107.4	32.7	8.2	0.9	37.4
2005	76.3	117.1	32.9	10.2	0.3	53.6
2006	75.1	116.6	30.0	11.0	-	57.0
2007	68.6	136.3	25.2	17.3	-	78.5
2008	87.6	154.2	48.9	15.5	-	81.4
2009	109.6	147.0	38.0	15.8	-	100.6
2010	140.4	276.5	42.7	32.0	-	139.3
2011	197.1	312.5	40.4	25.8	-	192.6
2012	225.8	334.6	40.8	16.2	1.0	264.3
2013	227.3	285.4	38.4	14.2	1.4	410.9

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

製材品の 2012 年輸入量を主要樹種別に分けてみると、針葉樹はニュージーランドからのラジアタパインが 334,572 トンと最も多く、次いでカラマツが 161,818 トン、スプルースが 61,461 トン、レッドパインが 36,028 トンである。そのうち、カラマツとラジアタパインは、それぞれ 2007 年の 49,590 トン、127,942 トンから 2012 年の 161,818 トン、334,571 トンへと大幅増加している。

2012 年の輸入広葉樹の主要樹種は、キリが 10,774 トンと最も多く、次いでアッシュが 6,221 トン、オークが 4,880 トン、クルインが 3,518 トン、メランチが 2,696 トン、カバが 2,189 トン、ビーチが 1,534 トン、メープルが 1,324 トン、ラワンが 745 トンの順である。そのうち、ラワンとメランチの輸入量は、2007 年対比各々 6.2 倍と 6.0 倍減少したことに対してクルインは同年対比 2.4 倍増加した。

表 2-13 主要樹種別の針葉樹製材品輸入量（単位：トン）

年	シーダー	ベイマツ	レッドパイン	カラマツ	スプルース	ラジアタパイン
2007	8,792	3,003	35,542	49,590	22,901	127,942
2008	9,917	2,031	36,849	53,687	24,672	152,255

2009	7,359	3,406	31,816	57,455	29,470	150,878
2010	9,973	1,620	25,631	136,105	28,521	203,237
2011	10,525	2,587	32,488	140,521	30,746	318,128
2012	11,519	2,750	36,028	161,818	61,461	334,572

資料：韓国貿易協会「貿易統計 品目別輸出入（440300000）」

表 2－14 主要樹種別の広葉樹製材品輸入量（単位：トン）

年	マホガニー	メランチ	ラワン	クルイン	チーク	オーク
2007	497	16,101	4,649	1,481	124	4,673
2008	288	7,522	2,212	1,331	76	4,820
2009	92	4,397	2,082	1,994	122	6,540
2010	52	2,365	1,755	1,832	174	4,638
2011	165	2,829	714	4,096	167	4,830
2012	67	2,696	745	3,518	170	4,880
年	ビーチ	メープル	アッシュ	ウォルナット	カバ	キリ
2007	782	2,037	5,690	424	1,594	18,186
2008	1,064	2,011	4,427	407	1,418	16,378
2009	1,562	1,601	5,254	146	1,832	14,835
2010	1,291	1,779	5,770	331	1,480	12,723
2011	1,565	1,710	5,563	447	2,017	12,109
2012	1,534	1,324	6,221	361	2,189	10,774

資料：韓国貿易協会「貿易統計 品目別輸出入（440300000）」

2－3－3 製材品輸出量

韓国の木材需給構造は、輸入材のウェートが圧倒的に大きいほど木材供給の大部分を外材に依存している。そのため製材品の輸出量はわずかである。製材品の輸出量は2000年の1.9万m³、2005年の1.5万m³、2010年以後1.1万m³前後で推移している。輸出先別に見ると、2013年の1.3万m³のうち、中国（3.2千m³）と日本（8.5千m³）両国の全体輸出量の90%を占めている。

表 2－15 製材品輸出量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	日本	中国	リビア	インドネシア	香港	米国	ベトナム	その他
2000	19.0	15.9	2.3	－	0.2	0.4	0.1	－	0.2
2001	19.0	12.7	5.6	0.1	0.4	0.2	0.1	－	－
2002	14.0	6.4	4.0	2.7	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2
2003	13.0	7.5	3.5	0.8	0.2	0.1	0.1	0.1	0.7
2004	17.0	9.0	6.1	0.2	0.4	0.5	0.1	0.3	0.5
2005	12.0	7.1	3.1	0.2	0.4	0.1	－	0.2	0.8
2006	15.0	5.6	8.6	－	－	－	0.5	0.1	－
2007	18.0	5.9	9.8	0.6	0.2	0.1	0.1	0.3	1.1
2008	14.0	3.5	9.5	0.2	0.4	－	－	0.1	－
2009	9.0	3.7	4.7	0.5	0.2	－	－	－	1.9
2010	11.0	4.3	4.0	－	0.4	－	－	0.1	2.2
2011	11.0	4.4	4.7	－	0.7	－	－	0.1	1.2
2012	12.0	4.3	4.4	－	0.5	－	－	0.1	2.8
2013	13.0	8.5	3.2	－	0.3	－	－	－	1.3

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

2－4 木質パネルの生産量、輸入量、輸出量

2－4－1 木質パネル生産量

合板の生産量は 1980 年代後半以降、インドネシアやマレーシアなどの東南アジア諸国が森林資源の保護のために原木の輸出制限と合板産業の振興並びに合板輸出の拡大を始めたため、韓国内産の合板は海外市場での競争力を急速に失い、1990 年の 112.4 万 m³ から 2000 年の 74.7 万 m³、2010 年の 45.0 万 m³、さらに 2012 年の 43.5 万 m³ へと減少傾向をたどっている。

2012 年の合板の国内生産量を普通合板と加工合板に分けてみると、普通合板が 34.1 万 m³ と全体の 78.4% を占め、加工合板は 21.6% の 9.4 万 m³ である。さらに、普通合板の生産量を厚さ別に分けてみると、1970 年代までは主に家具や建築物の内装材に利用されて厚さ 6mm 未満の製品が大部分を占めた。しかし 1990 年代以降は 12mm 以上のいわゆるコンクリート型枠用合板の生産のウェートが大きくなった。2012 年現在、12mm 以上が 71.9% と最も大きな割合を占め、次いで 6mm 以上～12mm 未満が 26.1%、6mm 以下が 2.1% を占めている。こうした厚さ別の生産量の変化は、東南アジア諸国の 6mm 未満合板の生産力が高く国内製品が競争力を失い、逆に 12mm 以上の合板は東南アジア諸国での生産量が少なく、国内製品が競争力

を保持していたためであるとはいうまでもない。

また、加工合板の生産量を製品別に分けてみると、2007 年以降からはすべてがオーバーレイ合板である。2006 年までは化粧合板と塗装合板が生産されたが、現在は生産していない。

表 2－1 6 木質パネル生産量の推移 (単位：m³)

年	合板		パーティクルボード		中密度繊維板	
	生産量	国内供給量	生産量	国内供給量	生産量	国内供給量
1990	1,123,625	1,011,179	165,103	165,103	113,163	113,163
1995	974,237	974,237	548,195	547,180	590,087	542,904
1996	895,979	895,979	659,417	641,396	719,741	630,730
1997	1,014,054	1,014,054	720,735	747,793	728,184	688,690
1998	640,967	640,967	507,157	505,543	570,613	506,541
1999	733,680	733,680	672,469	657,776	831,254	745,074
2000	747,248	747,248	722,426	717,981	931,127	783,181
2001	736,066	736,066	723,029	731,678	1,009,466	996,050
2002	824,124	824,124	728,139	670,526	1,229,475	1,149,128
2003	833,693	833,693	794,206	868,234	1,318,205	1,274,664
2004	698,772	698,772	896,482	845,002	1,584,224	1,498,345
2005	680,168	680,168	847,367	872,516	1,653,016	1,579,905
2006	741,172	741,172	776,943	755,590	1,641,743	1,631,509
2007	763,902	763,902	955,045	958,111	1,716,833	1,743,537
2008	666,925	666,925	950,375	947,652	1,690,318	1,597,009
2009	493,123	493,123	933,587	945,956	1,655,225	1,696,083
2010	450,080	450,080	918,943	899,048	1,836,076	1,751,271
2011	455,101	455,101	794,865	816,917	1,812,458	1,745,628
2012	434,623	434,623	800,988	772,266	1,712,313	1,593,119

資料：山林庁「林業統計年報」

表 2－1 7 合板生産量の推移 (単位：m³)

年	合計	普通合板	加工合板
2003	833,693	665,095	168,598
2004	698,772	561,287	137,485
2005	634,630	513,333	121,297
2006	673,815	540,306	133,509

2007	698,743	615,410	83,333
2008	598,635	535,688	62,947
2009	438,859	379,675	59,184
2010	391,853	344,239	47,614
2011	405,268	364,102	41,166
2012	434,623	340,746	93,877

注：この表は韓国合板ボード協会所属会員社の合板生産量である。

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」

表 2－18 厚さ別の普通合板生産量の推移（単位：m³）

年	合計	3.5mm 以下	3.6-5.9mm	6.0-11.9mm	12.0mm 以上
2003	665,095	32	6,343	36,218	622,502
2004	561,287	7	5,035	47,556	508,689
2005	513,333	69	5,441	51,454	456,369
2006	540,306	30	7,698	66,930	465,648
2007	615,410	－	9,138	90,257	516,015
2008	535,688	－	7,732	77,516	450,440
2009	379,675	－	9,000	47,120	323,555
2010	344,239	－	9,647	55,289	279,303
2011	364,102	－	11,261	51,804	301,037
2012	340,746	－	7,017	88,858	244,871

注：この表は韓国合板ボード協会所属会員社の合板生産量である。

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」

表 2－19 製品別の加工合板生産量の推移（単位：m³）

年	合計	塗装合板	オーバーレイ合板	プリント合板	化粧合板
2003	168,598	509	151,020	－	17,069
2004	137,485	46	114,213	－	23,226
2005	121,297	19	92,755	－	28,523
2006	133,509	－	105,164	－	28,345
2007	83,333	－	83,333	－	－

2008	62,947	-	62,947	-	-
2009	59,184	-	59,184	-	-
2010	47,614	-	47,614	-	-
2011	41,466	-	41,166	-	-
2012	93,877	-	83,877	-	-

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」

一方、ボード類はパーティクル・ボード（PB）と中密度繊維板（MDF）とがあり、1990 年代に入ってから本格的な発展を遂げている。PB の生産量は 1990 年の 16.5 万 m³ から 2000 年の 71.8 万 m³、さらに 2012 年の 80.1 万 m³ に増加した。

また、PB の生産製品を等級別に分けてみると、2012 年の生産量 80.1 万 m³ のうち、室内使用に対する面積制限がある E1 が 61.9 万 m³ (77.2%) と最も多く、次いで E0 が 11 万 m³ (13.7%)、室内使用が可能な Super E0 が 5 千 m³ (0.6%) の順となっており、PB 生産製品に対するホルムアルデヒド対策の進展がうかがわれる。

表 2-20 ホルムアルデヒド等級別の PB 生産量の推移（単位：m³）

年	合計	Super E0	E0	E1	その他
2007	955,045	653	32,596	212,535	709,261
2008	950,375	4,516	32,749	204,865	708,245
2009	933,587	4,025	39,362	216,625	673,575
2010	918,943	3,150	94,273	216,940	604,580
2011	794,865	2,525	80,005	516,166	196,169
2012	800,988	4,785	110,036	618,753	67,414

注：Super E0（室内使用、ホルムアルデヒド 0.3mg/ℓ以下）、E0（室内使用の面積制限、ホルムアルデヒド 0.5mg/ℓ以下）、E1（室内使用の面積制限、ホルムアルデヒド 1.5mg/ℓ以下）

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」

MDF は 1990 年の 11.3 万 m³ から 2000 年の 93.1 万 m³、さらに 2012 年の 171.2 万 m³ と著増傾向をたどっている。これは、合板が 1980 年代をピークに減少に転じたのとは著しく対照的である。すなわち、合板とボード類（PB+MDF）に分けて生産量をみると、1990 年の合板生産量は 112.4 万 m³、ボード類は 27.8 万 m³ で、ボード類のシェアはおおむね 20% 前後にすぎなかった。ところが、1990 年代後半からボード類の生産が急増し始め 2000 年には 165.4 万 m³、シェア 69% に増加した。その後も着実に増加し、2012 年には 251.3 万 m³、シェアも 85% と大幅な増加を示した。そのうち特に、MDF のシェアは 1990 年に 8% にすぎなかったが、2000 年には 39% と著しい増加が続き、2012 年には 57% を占め、一方、PB、合板のシェアがそれぞれ 27%、15% に下落した。

韓国においては、MDF 製品は家具やキャビネット用材はじめドア・床材などの木質内装用材まで多様な用途に利用されている。製品別の 2012 年生産量 171.2 万 m³をみると、建築物内の内装材として利用されているインテリア製品が 64.3 万 m³ (37.6%) で最も多く、次いで Super Light 製品が 47.4 万 m³ (27.7%)、Standard 製品が 38.4 万 m³ (22.4%)、Light 製品が 9.2%、HDF (High Pressure Laminates) 製品が 4.8 万 m³ (2.8%) の順である。そのうちインテリア製品は 2007 年の 47.5 万 m³から 2012 年の 64.3 万 m³へと大きく増加した。その理由は、高層アパートを中心に木質内装材として MDF 製品に対する需要が増加したためである。

表 2-21 製品別の MDF 生産量の推移 (単位: m³)

年	合計	HDF	Standard	Light	Super Light	インテリア用	フローリング用	その他
2007	1,716,833	59,195	387,543	206,816	536,736	474,902	34,513	17,128
2008	1,690,318	56,916	355,503	227,572	546,280	481,005	12,347	10,695
2009	1,655,225	46,240	386,054	189,543	448,884	548,532	17,450	18,522
2010	1,836,076	54,953	403,366	194,664	494,770	625,700	29,144	33,479
2011	1,812,458	51,133	405,653	157,724	478,282	660,605	39,470	19,591
2012	1,712,313	47,755	383,817	157,814	474,482	643,385	5,060	-

資料: 韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」

2-4-2 木質パネル輸入量

合板の輸入量は、1980 年代まではほとんどゼロに近いが、1990 年代後半から増加傾向をたどっている。2000 年代に入ってから大きな変化なく概ね 120 万 m³前後を維持している。国内生産量の減少に埋める形で輸入量が増加している。2013 年の合板輸入量は 128.7 万 m³で、そのうち中国から 61.0 万 m³と最も多く、次いでマレーシアが 35.8 万 m³、インドネシアが 11.5 万 m³、フィンランドが 4.7 万 m³の順である。合板の輸入量は東南アジアからの輸入が減少に転じたのとは対照的に 2000 年に入ってから中国からの輸入増加が著しい。

PB の輸入量は、2000 年の 48.5 万 m³から 2005 年の 75.9 万 m³へと大幅増加しており、2006 年には 95.5 万 m³の過去最高を記録した。しかし、その後は減少に転じて 2013 年には 85.7 万 m³となった。PB の主な輸入先はタイとルーマニアであり、そのうちタイからの輸入量は 2000 年の 14.4 万 m³から 2006 年の 69.0 万 m³の過去最高となった。ルーマニアからの輸入量は 2001 年までほとんどゼロであったが、2010 年以降から著しく増加し 2013 年には 18.3 万 m³にのぼる。

MDF の輸入量は、2002 年の 75.3 万 m³をピークに減少に転じ、2005 年には 41.6 万 m³、2010 年には 26.6 万 m³、2013 年には 13.0 万 m³と減少傾向をたどっている。MDF の主な輸入先は中国で、2000 年の 8 千 m³から 2007 年の 23.7 万 m³へと激増した。これに対してオーストラリアからの輸入量は 2001 年の 12.4 万 m³から 2005 年の 7.8 万 m³、さらに 2013 年の 2 千 m³に急減した。

表 2-22 合板輸入量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	インドネシア	マレーシア	中国	ミャンマー	フィンランド	日本
2000	980	458.0	321.0	136.0	50.0	1.0	5.0
2001	1,095	441.0	431.0	155.0	49.0	8.0	3.0
2002	1,340	488.0	515.0	239.0	71.0	16.0	2.0
2003	1,444	520.0	616.0	222.0	52.0	26.0	2.0
2004	1,203	350.7	507.6	260.7	47.2	25.0	1.1
2005	1,242	329.8	581.1	240.6	47.1	29.2	0.8
2006	1,297	218.6	621.4	343.2	51.4	42.4	-
2007	1,364	182.6	690.7	353.3	27.9	60.1	0.7
2008	1,234	154.0	732.7	198.3	9.1	60.7	0.7
2009	1,179	139.0	704.3	176.5	7.1	38.6	0.5
2010	1,251	112.1	773.3	220.3	4.0	13.5	0.8
2011	1,137	136.7	399.9	452.6	1.0	8.9	0.7
2012	1,212	103.5	414.1	530.7	1.2	27.8	0.9
2013	1,287	115.6	358.5	611.0	-	48.0	1.2
年	ドイツ	米国	フランス	カナダ	ブラジル	シンガポール	その他
2000	1.0	2.0	-	-	-	-	6.0
2001	2.0	1.0	-	1.0	-	1.0	4.0
2002	1.0	1.0	1.0	-	1.0	2.0	6.0
2003	1.0	-	-	-	-	-	5.0
2004	1.0	0.2	0.04	0.1	-	0.6	8.8
2005	2.3	0.2	0.01	0.3	-	0.3	10.5
2006	1.6	0.4	0.01	0.2	-	-	17.7
2007	2.2	0.6	0.06	0.7	-	0.04	45.1
2008	1.5	0.5	0.04	0.1	-	-	76.4
2009	0.6	0.3	0.04	0.6	4.6	0.02	198.8
2010	0.7	0.7	0.3	0.8	0.6	0.7	122.5
2011	0.3	0.5	0.2	0.2	1.3	0.1	135.8
2012	0.2	1.1	0.07	0.7	1.9	0.2	129.9
2013	0.1	0.6	0.1	-	-	0.04	151.9

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

表 2-23 PB 輸入量の推移 (単位: 1,000m³)

年	合計	ベルギー	タイ	ポルトガル	インドネシア	チリ	マレーシア	ルーマニア
2000	485	78	144	-	72	20	108	-
2001	595	136	146	-	56	31	93	-
2002	867	246	126	10	52	40	35	3
2003	681	134	124	49	54	45	50	21
2004	867	81	255	127	31	25	83	33
2005	759	6	495	28	17	15	122	3
2006	955	8	690	13	-	5	139	-
2007	768	-	583	-	-	1	100	-
2008	774	1	551	4	2	-	70	19
2009	677	-	450	-	6	-	60	58
2010	806	-	532.8	1.6	2.4	-	56.8	110.2
2011	771	-	378.0	1.7	4.7	-	34.7	183.2
2012	742	-	348.4	-	0.4	0.1	59.7	215.8
2013	857	-	538.9	-	-	8.0	59.1	183.3
年	カナダ	オーストラリア	スペイン	中国	イタリア	ニュージーランド	米国	その他
2000	15	21	-	7	7	-	4	8
2001	13	61	-	11	33	-	1	5
2002	17	45	106	12	85	1	-	31
2003	15	12	46	12	6	8	9	134
2004	6	2	69	41	32	1	18	76
2005	10	-	10	10	1	-	21	48
2006	25	10	18	29	-	6	1	14
2007	48	4	6	15	-	3	3	11
2008	27	3	44	13	1	5	32	5
2009	46	12	22	3	-	-	-	10
2010	41.2	0.05	23.5	15.3	-	0.8	14.3	7.1
2011	4.2	0.01	1.9	0.4	-	-	1.9	15.2
2012	32.3	-	23.2	5.7	0.2	0.8	20.3	35.2
2013	27.8	-	1.3	8.0	-	-	6.9	23.7

資料: 山林庁「林産物輸出入統計」

表 2-24 MDF 輸入量の推移 (単位: 1,000m³)

年	合計	オーストラリア	インドネシア	マレーシア	ニュージーランド	タイ	カナダ	中国
2000	380	84	86	1	35	85	42	8
2001	491	124	110	45	53	86	23	3
2002	753	109	93	98	53	94	38	16
2003	582	108	78	65	61	56	56	12
2004	343	32	37	51	34	40	46	25
2005	416	78	29	39	46	52	5	140
2006	454	70	12	49	44	59	1	188
2007	435	49	5	25	2	43	43	237
2008	468	63	20	36	18	74	24	200
2009	184	24	2	21	25	17	1	82
2010	266	5	4	13.4	8	41	3	135
2011	125	3	0.5	3	3	11	0.5	89.4
2012	129	4	0.1	2.1	2.2	5	0.1	81
2013	130	2.4	5.4	6.5	1.8	11.8	-	61.1
	英国	チリ	ブラジル	アルゼンチン	ドイツ	イタリア	米国	その他
2000	-	5	-	-	2	3	10	18
2001	-	1	-	-	8	12	5	19
2002	6	13	30	16	42	44	12	54
2003	1	9	48	33	14	2	1	16
2004	-	20	38	21	11	1	-	16
2005	-	2	-	2	17	0.3	2	3
2006	1	-	-	1	13	0.2	2	8
2007	-	-	-	-	8	-	13	9
2008	-	9	-	4	6	-	6	8
2009	-	0.3	-	-	7.3	-	0.5	6.6
2010	-	2.7	-	1.5	0.5	-	2.5	5.5
2011	-	3.3	-	0.2	13.3	-	6.1	5.6
2012	-	1.3	-	-	-	-	1.7	18.7
2013	-	-	0.2	-	12.5	-	0.2	28.1

資料: 山林庁「林産物輸出入統計」

2-4-3 木質パネル輸出量

合板の輸出量は、1970年代までは生産量の大部分が輸出に向けられていたが、1990年代以降は韓国内産の合板が海外市場での競争力を急速に失うとともに国内需要の拡大を反映して輸出量は急減する。合板の輸出量は、2000年の11.8万m³から2005年の1.5万m³、2013年の6千m³へと著減した。

PBは輸出よりも国内供給に向けられている。PB生産量の95%以上は国内供給で、輸出量は極わずかである。主な輸出先は日本である。2013年の輸出量は4千m³で、そのうち日本への輸出量が70.7%を占めている。

MDFも輸出よりも国内供給に向けられている。MDF生産量の90%以上は国内供給であり、輸出量は5%前後に過ぎない。MDFの輸出量は2000年の9.9万m³から2005年の4.8万m³、さらに2010年の2万m³へと大きく減少した。その後輸出量は増加に転じ、2012年には10.5万m³の過去最高を記録した。その主な原因は2010年以前、輸出量がほとんどゼロの中東諸国への輸入量が急増したためである。

表2-25 合板輸出量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	カザフスタン	モンゴル	日本	中国	カタール	ロシア	その他
2000	117.6	-	-	6.9	101.8	-	0.1	8.9
2001	70.1	-	-	10.1	55.10	-	0.1	4.7
2002	45.7	-	-	8.0	33.5	-	0.1	4.1
2003	48.7	-	-	4.9	40.0	0.3	0.3	3.2
2004	59.6	0.04	0.05	4.0	51.2	0.4	0.1	3.8
2005	14.7	0.02	0.01	2.0	8.4	1.2	0.1	3.0
2006	12.6	0.2	0.1	1.9	6.7	2.5	0.01	1.6
2007	6.9	0.8	0.3	2.0	0.7	1.4	0.1	1.6
2008	10.6	0.6	0.9	0.4	1.6	0.8	0.2	6.1
2009	7.2	0.2	0.1	0.5	1.2	-	0.04	5.3
2010	6.2	0.4	0.4	0.5	0.6	0.5	0.1	3.6
2011	6.9	0.2	0.7	3.5	0.2	0.06	0.1	2.2
2012	4.3	0.7	0.9	1.0	0.4	0.2	0.2	0.9
2013	6.0	0.6	0.1	1.4	-	-	0.3	3.0

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

表2-26 PB輸出量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	日本	米国	インドネシア	ロシア	モンゴル	フィリピン	その他
2000	3.6	2.2	-	0.1	0.1	-	-	1.2

2001	2.6	1.1	-	-	0.1	-	-	1.4
2002	1.9	1.1	0.01	0.01	0.1	-	-	0.7
2003	4.6	2.4	0.01	0.01	0.5	-	-	1.6
2004	2.4	0.8	0.05	0.6	0.4	-	0.02	0.6
2005	1.8	0.3	0.02	0.1	0.5	-	-	0.8
2006	1.2	0.1	0.02	0.01	0.1	-	-	0.9
2007	1.8	0.1	0.01	0.04	0.7	-	0.05	0.9
2008	1.1	0.2	0.04	0.1	0.1	-	-	0.6
2009	1.5	0.3	0.1	-	0.3	-	-	0.8
2010	2.6	0.3	0.3	0.4	0.2	-	-	1.5
2011	1.5	10.0	0.3	0.1	0.02	0.1	-	0.1
2012	2.1	1.3	0.4	0.01	0.1	0.1	0.06	0.03
2013	4.0	2.8	0.3	0.02	0.1	0.2	0.04	0.5

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

表 2-27 MDF 輸出量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	サウジアラビア	日本	イラン	クウェート	台湾	ロシア	その他
2000	99.2	-	31.4	-	-	9.8	0.04	58.0
2001	79.7	-	28.9	-	-	7.2	0.1	43.5
2002	51.0	-	28.6	-	-	2.1	0.3	20.1
2003	52.2	-	27.4	0.01	-	4.3	0.8	19.8
2004	82.7	-	26.6	1.0	-	9.2	1.8	44.1
2005	47.9	-	25.4	0.5	-	7.9	3.1	11.0
2006	31.0	-	19.2	0.03	-	0.07	3.1	8.6
2007	35.3	-	17.7	0.1	-	4.3	4.0	9.2
2008	26.1	-	14.8	0.2	-	0.4	4.0	6.8
2009	26.0	-	7.2	0.2	0.5	2.6	2.5	13.1
2010	20.0	-	7.2	0.2	-	3.3	2.3	7.0
2011	59.6	10.0	12.9	0.05	2.5	4.2	1.6	28.3
2012	105.3	41.3	23.5	14.4	7.0	5.6	1.7	11.8
2013	80.0	2.9	23.7	1.5	-	-	1.6	50.3

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

2-5 その他木材製品の生産量、輸入量、輸出量

(1) 単板

単板の国内生産は極わずかであり、需給量の大部分は輸入に依存している。単板の輸入量は、2000年の24.6万m³から2005年の30.4万m³、2008年の39万m³に増加した。その後輸入量は減少に転じ2010年の27.9万m³、2013年の27.3万m³になった。主な輸入先はマレーシアと中国であり、2013年に前者からの輸入量は8.1万m³、後者からの輸入量は7.7万m³である。

表2-28 単板輸入量の推移 (単位：1,000m³)

年	合計	マレーシア	中国	米国	カナダ	ブラジル	その他
2000	246	192.0	6.0	6.0	1.0	24.0	17.0
2001	336	293.0	8.0	7.0	1.0	6.0	21.0
2002	390	303.0	13.0	10.0	1.0	1.0	62.0
2003	333	236.0	18.0	9.0	2.0	1.0	67.0
2004	303	217.9	16.2	5.8	0.5	0.6	62.0
2005	305	237.6	13.6	4.4	1.5	0.6	47.4
2006	255	172.9	44.9	3.1	0.1	1.0	33.0
2007	384	212.4	39.2	1.6	0.3	95.5	35.0
2008	390	226.9	43.2	2.4	0.3	62.9	54.5
2009	315	139.1	87.6	1.3	0.4	5.9	80.7
2010	279	131.1	62.6	1.5	0.06	8.8	74.9
2011	254	68.8	83.5	1.0	4.3	26.0	70.4
2012	222	88.0	54.1	0.7	1.2	17.1	60.9
2013	273	81.2	77.5	0.2	0.5	18.1	95.5

資料：山林庁「林産物輸出入統計」

(2) 紙・板紙

紙・板紙類の生産量は1990年代から著しい増加傾向をたどっており、1990年の510.4万トンから2000年の1,024.9万トン、そして2012年には1,133.2万トンに達した。2012年の生産量を製品別にみると、板紙が576.9万トン(50.9%)と最も多く、次いで印刷用紙が320.7万トン(28.3%)、新聞用紙が152.3万トン(13.4%)、包装用紙が19万トン(1.7%)の順である。

紙・板紙類の輸入量は、2012年現在85.8万トンであり、そのうち板紙が31.1万トン(36.2%)と最も多く、次いで印刷用紙が21万トン(24.5%)、包装用紙が5.2万トン(6.0%)である。

紙・板紙類の輸出量は2000年代入ってから急増し、2008年に269.7万トン、2010年に299.5

万トン、2012年に314.5万トン（2008年対比16.6%増）を輸出した。2012年輸出量のなかで印刷用紙が129.6万トン（41.2%）と最も多く、次いで板紙が103.3万トン（32.9%）、新聞用紙が70.2万トン（22.3%）である。

表２－２９ 紙・板紙類生産量の推移（単位：トン）

年	合計	新聞用紙	印刷用紙	包装用紙	板紙	その他
2008	10,642,495	1,561,652	3,094,409	219,942	5,166,021	600,471
2009	10,480,673	1,464,229	2,976,980	217,659	5,219,247	602,558
2010	11,105,835	1,556,101	3,029,585	220,368	5,644,422	622,359
2011	11,480,372	1,537,479	3,278,415	223,436	5,817,538	623,504
2012	11,331,970	1,523,288	3,207,348	190,442	5,769,479	641,413

資料：韓国製紙工業連合会「製紙需給統計」

表２－３０ 紙・板紙類輸入量の推移（単位：トン）

年	合計	新聞用紙	印刷用紙	包装用紙	板紙	その他
2008	816,871	4,338	224,488	49,355	261,467	227,223
2009	714,472	1,557	205,485	45,593	239,677	222,160
2010	898,643	1,932	258,412	49,884	321,036	267,379
2011	871,305	585	211,323	49,472	319,482	290,443
2012	858,396	92	210,430	51,891	310,675	285,308

資料：韓国製紙工業連合会「製紙需給統計」

表２－３１ 紙・板紙類輸出量の推移（単位：トン）

年	合計	新聞用紙	印刷用紙	包装用紙	板紙	その他
2008	2,696,509	582,527	1,072,465	21,173	959,972	60,372
2009	2,889,560	661,336	1,074,348	24,186	1,070,429	59,261
2010	2,829,937	688,010	1,017,192	22,482	1,021,979	80,274
2011	2,994,848	685,043	1,275,647	24,668	926,035	83,455
2012	3,144,589	702,217	1,296,007	23,255	1,033,031	90,079

資料：韓国製紙工業連合会「製紙需給統計」

(3) パルプ

パルプの生産は2000年代に入ってから量的に大きな変化なく60万トン以下の水準で推移している。2012年のパルプ生産量は56.2万トンであり、そのうち化学パルプが45万トン(80%)、機械パルプが11.2万トン(20%)である。パルプの輸入量は250万トン前後を維持しているが、輸入の割合が生産量に比べて圧倒的に大きい。パルプ需給量のうち輸入の割合は2012年現在82.8%を占めている。一方、パルプの輸出量は生産と輸入量に比較すると極わずかである。

表2-32 パルプ需給量の推移 (単位: 1,000 トン)

年	生産量			輸出量	輸入量
	合計	化学パルプ	機械パルプ		
2000	594	419	175	-	2,166
2001	554	427	127	-	2,319
2002	534	419	115	-	2,532
2003	523	415	108	-	2,455
2004	545	427	118	-	2,568
2005	512	411	101	-	2,087
2006	516	426	90	-	2,422
2007	418	338	80	-	1,728
2008	536	425	111	-	2,482
2009	467	361	106	83	2,389
2010	511	402	109	82	2,545
2011	585	447	138	26	2,538
2012	562	450	112	4	2,385

資料: 山林庁「林業統計年報」

(4) 木材チップ

木材チップの生産量は増加傾向をたどっており、2007年の23.5万BDTから20010年の35.7万BDT、2012年の43.6万BDTへと大きく増加している。

木材チップの輸入は2000年に入ってから110千トン程度で推移している。木材チップの2013年輸入量は180.2万トンであり、そのうちベトナムからの輸入量が130.5万トン、全体の72.4%と圧倒的に多く、マレーシア8.5万トン、インドネシア5.6万トン、中国1.9万トンが続く。米国と中国からの輸入減少傾向に対して、ベトナムからの輸入は2006年以降から大きく増加している。

一方、木材チップの輸出は国内生産量と輸入量に比較してそのウェイトが極めて少ない。2012年の木材チップの輸出量は6.8万トンであり、そのうち日本への輸出量が3.3万トン

(48.7%) と半分程度を占めている。

表 2－3 3 木材チップ生産量の推移 (単位：BDT)

年	生産会社数	年間生産能力	生産量
2007	10	330,000	235,010
2008	10	330,000	292,170
2019	9	385,000	339,070
2010	9	385,000	356,610
2011	9	560,000	457,100
2012	9	560,000	435,940

注：BDT(Bone Dried Tone)、原木換算ベース（広葉樹 1BDT=2.2m³、針葉樹 1BDT=2.7m³）

資料：山林庁「林業統計年報」

表 2－3 4 木材チップ輸入量の推移 (単位：トン)

年	合計	ニュージーランド	米国	日本	フィンランド	中国	ベトナム	タイ
2000	1,083,620	47,367	284,857	27	1,246	473,427	22,377	18
2001	1,067,912	－	295,308	136	－	355,290	30,877	11,974
2002	867,603	－	130,550	16	11	318,281	32,750	40,191
2003	968,929	－	82,128	40	－	245,942	52,946	58,792
2004	1,038,598	14	224,253	15	－	304,229	44,699	29,424
2005	984,916	－	201,602	55	－	213,491	65,414	13,917
2006	1,020,109	166	198,818	3	－	302,296	142,921	792
2007	885,453	－	116,381	727	－	116,911	164,933	－
2008	1,098,919	166	215,222	1	－	90,953	244,657	80,439
2009	753,015	－	85,513	1	－	28,951	166,304	85,205
2010	1,002,771	－	712	292	－	47,524	271,877	191,650
2011	1,143,671	540	492	2,207	－	22,801	951,568	125,646
2012	1,263,720	－	581	6,574	－	11,231	1,046,504	39,468
2013	1,802,914	356.2	32,529.7	4,646.7	－	19,424.1	1,350.0	50,529.6
年	シンガポール	オーストラリア	インドネシア	マレーシア	カナダ	南アフリカ	ドイツ	その他
2000	－	181,263	103	15	401	72,125	60	333
2001	－	232,212	－	－	3	137,355	74	4,683
2002	10	226,539	1	－	84,501	33,559	194	1,001

2003	-	214,096	-	-	170,140	144,107	303	435
2004	-	271,322	-	-	86,498	77,871	232	56
2005	-	264,240	11	76	84,013	141,727	211	145
2006	-	219,120	1,031	-	41,477	33,288	327	80,038
2007	-	302,826	100,832	81	4,673	-	457	77,467
2008	-	407,558	56,245	15	1,775	12	536	1,506
2009	-	180,553	35,499	49	716	167,939	151	2,133
2010	-	-	71,389	5,661	1,379	58,769	575	141,227
2011	-	92	2,753	11,105	2,022	-	711	23,733
2012	-	-	12,630	37,186	2,669	-	715	106,163
2013	-	0.5	56,619.0	85,855.0	79,840.7	1.4	738.6	1,471.0

資料：山林庁「林業統計年報」

表 2-35 木材チップ輸出量の推移（単位：1,000 トン）

年	合計	中国	日本	インドネシア	タイ	米国	その他
2000	15.0	-	8.7	-	-	6.4	-
2001	55.0	40.8	11.6	-	2.4	-	0.2
2002	28.0	9.9	9.7	7.2	1.0	-	0.1
2003	28.0	-	10.5	-	0.6	-	16.9
2004	1.0	-	0.2	-	0.4	-	0.4
2005	117.0	-	1.5	-	0.5	70.4	44.6
2006	38.0	-	0.1	36.0	-	-	1.9
2007	9.0	-	-	1.5	-	-	7.5
2008	19.0	14.4	-	1.0	-	0.2	3.5
2009	-	-	-	-	-	-	-
2010	-	-	-	-	-	-	-
2011	197.4	-	-	-	-	-	194.0
2012	68.0	2.1	33.1	-	-	7.9	24.9
2013	40.0	29.0	-	-	-	-	11.0

資料：山林庁「林業統計年報」

2-6 木材需給の今後の動向

2-6-1 原木、木材の需給予測

人口と所得は森林資源、木材需給など森林部門に大きな影響を与える外部要因である。また、中短期的には WTO/DDA 交渉及び FTA 交渉の妥結による市場開放の拡大または林産物の貿易自由化は森林投資、木材需給及び価格、競争力、技術など林業部門の全般に大きな影響を与えると予想される。

人口変化と経済成長は林産物の市場規模に大きな影響を及び要因である。また木材製品の最終消費先である建設部門は経済成長とプラスの関係を持ち、建設部門の活動が木材製品の消費水準を決定する重要な要因である。

このように将来の森林資源と木材需給は様々な外部要因によって変化する。こうした認識の下で、韓国山林科学院は将来の人口変化・経済成長・建設投資・市場開放などの主な外部因子を取り上げて 2050 年までの「山林部門の傾向及び長期展望」に関する調査分析を行った。

その結果によると、人口は 2018 年をピークに減少傾向に転じると分析している。GDP の規模も拡大され、建設投資も増加すると予想されている。しかし、従来に比較してその成長率は大きく鈍化され、2005 年の 4.5% から 2020 年の 4.3%、2030 年の 2.8%、2040 年の 1.6%、さらに 2050 年の 1.0% に減少すると予測される。建設投資額の増加率は GDP 成長率より低いと予測され、2020 年の 2.1%、2030 年の 2.0%、2040 年の 1.5%、2050 年の 1.0% に減少すると分析している。

このような予測値に基づいて 2050 年までの木材需給展望を実施した結果、木材消費は安定的に増加すると予測される。長期展望の基準年度である 2005 年から 2050 年までにおいては、木材消費の年平均増加率は製材品が 1.2%、木質ボード類が 1.6%、パルプが 0.3% になると予想される。生産については年平均の増加率は製材品が 0.5%、木質ボード類が 0.2% になると展望され、生産よりも相対的に消費の増加率が高くなり輸入が大きく増加すると予想される。

さらに、木材需給を詳しくみると、原木の生産量は成熟林の増加に伴って主伐による供給量の割合が徐々に増加すると予測されている。これによって国産材の利用は高付加価値材として利用される可能性が高い。現在国内森林から生産されて市場に供給される原木量は 20% 程度であるが 2050 年には 90% を超えると展望している。国内原木の生産量が 2020 年に 423.4 万 m³、2040 年には 572.6 万 m³、さらに 2050 年には 624.5 万 m³ への増加が見込まれている。原木の輸入量は最近の減少傾向が続き、2020 年に 561.1 万 m³、2040 年に 467.8 万 m³、2050 年にさらに 422.7 万 m³ への減少が予想される。そのうち広葉樹の輸入は現在水準を維持するのを逆に針葉樹の輸入は減少し、2050 年には 307 万 m³ になると分析されている。国内木材産業の競争力の悪化による木材代替品の増加、中国やインドなど競争国の原木輸入の増加、ロシアの高付加価値製品の生産及び輸出政策が、原木輸入の減少という予測結果につながった主な要因であろう。

一方、原木換算ベースの木材需要は 2050 年まで毎年 0.9% ずつ増加し、2050 年には 3,467.4 万 m³ まで増加すると展望される。これは 2010 年対比 1,062.9 万 m³ 増加した需要量である。また、2050 年までの予測期間の間に総木材消費量に対する用途別の割合をみると、パルプ用材が最も多く、次いで製材用材、合板用材、MDF 用材の順で現在の順位を維持する。一人当

たり木材消費量は2005年の0.47m³から2050年の0.82m³への増加が予想される。

国産原木の自給率は2005年の27%から2050年の60%、製品を含む木材自給率は2005年の10%から2050年の18%まで増加すると展望される。総木材供給量のうち輸入原木のシェアは2005年の62%から2050年の12%まで減少することと対照に、輸入製品のシェアは2005年の62%から2050年の70%まで増加して輸入製品に対する依存率が相対的に高まると展望される。

表2-36 原木需給の予測 (単位: 1,000m³)

年	針葉樹				広葉樹			
	生産量	輸入量	輸出量	消費量	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1970	813	486	-	1,299	32	3,405	-	3,437
1980	947	1,520	-	2,467	66	4,556	-	4,622
1990	939	4,559	-	5,498	199	4,123	-	4,322
2000	1,256	5,804	-	7,060	336	933	-	1,269
2005	1,879	5,751	-	7,630	471	520	-	991
2006	2,155	5,748	-	7,903	588	520	-	1,108
2007	2,264	5,703	-	7,967	600	520	-	1,120
2008	2,372	5,657	-	8,029	612	520	-	1,131
2009	2,478	5,611	-	8,089	622	520	-	1,142
2010	2,581	5,564	-	8,146	633	520	-	1,153
2011	2,683	5,518	-	8,201	643	520	-	1,163
2012	2,782	5,471	-	8,252	653	520	-	1,173
2013	2,879	5,424	-	8,302	663	520	-	1,182
2014	2,976	5,376	-	8,352	672	520	-	1,191
2015	3,070	5,329	-	8,399	680	520	-	1,200
2016	3,162	5,281	-	8,444	689	520	-	1,208
2017	3,253	5,234	-	8,487	697	520	-	1,216
2018	3,343	5,186	-	8,529	704	520	-	1,224
2019	3,430	5,139	-	8,569	711	520	-	1,231
2020	3,516	5,091	-	8,608	718	520	-	1,238
2030	4,290	4,619	-	8,909	775	520	-	1,295

2040	4,907	4,158	－	9,065	819	520	－	1,338
2050	5,390	3,707	－	9,097	855	520	－	1,374

資料：国立山林科学院「山林部門の傾向及び長期展望」（2007 年）

表 2－3 7 木材需給の予測（単位：1,000m³）

区分		実績	予測値				
		2005	2010	2020	2030	2040	2050
需要	計	22,856	24,045	26,456	29,600	32,461	34,674
	製材用材	6,215	6,624	7,413	8,612	9,688	10,453
	合板用材	3,247	3,637	4,364	5,291	6,119	6,744
	MDF 用材	2,317	2,528	3,003	3,619	4,172	4,590
	PB 用材	－	－	－	－	－	－
	パルプ用材	10,614	10,792	11,150	11,514	11,882	12,256
	その他	463	464	526	565	600	631
供給	輸入材	計	20,506	20,830	22,222	24,535	26,735
		木製品	14,235	14,746	16,611	19,396	22,058
		原木	6,271	6,084	5,611	5,139	4,677
	国産材		2,350	3,214	4,234	5,065	5,726
自給率 (%)	原木		27	35	43	50	55
	木材		10	13	16	17	18

注：1. 原木換算量には、紙・板紙、第 2 次加工木製品の貿易量が含まれていない。

2. PB はすべて廃材で利用されるため、原木換算量はゼロ。

資料：国立山林科学院「山林部門の傾向及び長期展望」（2007 年）

2－6－2 製材品の需給予測

製材品の需給予測では、生産量は 2020 年の 465.8 万 m³から 2030 年の 483.1 万 m³、2040 年の 492.5 万 m³、さらに 2050 年の 495 万 m³に増加し、輸入量も 2020 年の 86.9 万 m³が 2050 年の 284.8 万 m³への増加が予想される。さらに、製材品の消費量は 2020 年の 552.7 万 m³から 2030 年の 644.4 万 m³、2050 年の 779.8 万 m³への増加が予想される。その主な増加は国内

生産よりも輸入増加によるものが大きく、製材品消費量に占める国内生産製品のシェアが2020年の84.3%から2030年の75.2%、さらに2050年の63.5%への減少が予想される。その主な原因は生産費用の上昇のためである。

表2－38 製材品需給の予測（単位：1,000m³）

年	針葉樹				広葉樹			
	生産量	輸入量	輸出量	消費量	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1970	643	9	－	652	506	19	6	519
1980	1,570	7	358	1,219	1,407	18	18	1,407
1990	2,884	83	191	2,776	1,013	628	7	1,634
2000	4,044	163	11	4,196	500	346	6	840
2005	3,795	360	9	4,146	190	294	3	481
2006	3,998	159		4,157	254	259		513
2007	4,024	179		4,203	265	233		498
2008	4,049	191		4,240	275	206		481
2009	4,075	272		4,347	289	200		489
2010	4,100	341		4,441	302	192		492
2011	4,125	326		4,451	312	156		468
2012	4,150	401		4,551	313	162		475
2013	4,175	482		4,657	315	169		484
2014	4,200	467		4,667	316	145		461
2015	4,224	483		4,707	317	132		449
2016	4,248	530		4,778	319	128		447
2017	4,271	579		4,850	320	127		447
2018	4,293	630		4,923	320	127		447
2019	4,315	684		4,999	321	128		449
2020	4,336	740		5,076	322	129		451
2030	4,507	1,402		5,909	324	189		513
2040	4,604	2,052		6,656	321	249		570

2050	4,635	2,583	7,218	315	265	580
------	-------	-------	-------	-----	-----	-----

注：2006 年以降は純収入量（輸入量－輸出量）である。

資料：国立山林科学院「山林部門の傾向及び長期展望」（2007 年）

2－6－3 合板の需給予測

合板の需給予測では、生産量は原材料の確保問題と国内生産状況の悪化に伴い、2020 年の 63.5 万 m³ から 2030 年の 58.5 万 m³、2040 年の 53.5 万 m³、さらに 2050 年の 48.2 万 m³ へと減少が予想される。また、今後合板生産量の減少で増加する消費は、輸入合板が充当すると予想され、海外の合板供給に対する依存度が高まる展望である。

合板の輸入量は 2020 年の 184.4 万 m³ から 2040 年の 294.2 万 m³、さらに 2050 年の 334.9 万 m³（2020 年対比 1.8 倍増）へと増加が予想され、合板消費量に占めるシェアも 2020 年の 74.4% から 2050 年の 87.4% まで拡大される。すなわち合板の消費量が増加するなか国内生産量の減少に代える形で輸入材が増加すると予想される。

表 2－39 合板需給の予測（単位：1,000m³）

年	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1970	1,067	－	1,055	12
1980	1,575	23	953	645
1990	1,124	735	76	1,783
2000	747	980	93	1,634
2005	635	1,242	15	1,844
2006	672	1,208		1,880
2007	672	1,239		1,911
2008	672	1,266		1,938
2009	675	1,331		2,006
2010	676	1,390		2,066
2011	676	1,399		2,075
2012	671	1,468		2,139
2013	667	1,539		2,206
2014	662	1,553		2,215
2015	658	1,584		2,242
2016	653	1,635		2,288
2017	649	1,685		2,334
2018	644	1,737		2,381
2019	639	1,791		2,430

2020	635	1,844	2,479
2030	585	2,420	3,005
2040	534	2,942	3,476
2050	482	3,349	3,831

注：2006 年以降は純収入量（輸入量－輸出量）である。

資料：国立山林科学院「山林部門の傾向及び長期展望」（2007 年）

2－6－4 パーティクルボードの需給予測

PB の需給予測では、PB 生産の原材料はすべてが建設廃材、産業及び生活廃材などの再活用木材であるが、今後製造費用の上昇と安価の輸入 PB との競争のため生産量の増加は期待できないと予想される。生産量は 2020 年の 63.5 万 m³ から 2030 年の 58.5 万 m³、2040 年の 53.5 万 m³、さらに 2050 年の 48.2 万 m³ へと減少が予想される。

一方、PB の輸出はほとんどなく、今後もその傾向は同じであろう。しかし、輸入量は国内生産量を超えるほどに増加するとみられる。PB の輸入量は 2020 年の 79.5 万 m³ から 2040 年の 171.5 万 m³、さらに 2050 年の 207.9 万 m³ (2020 年対比 2.6 倍増) への増加が予想される。

表 2－40 PB 需給の予測 （単位：1,000m³）

年	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1970	15	－	－	15
1980	14	－	－	14
1990	167	82	7	242
2000	943	380	99	1,224
2005	1,653	416	48	2,021
2006	1,630	407		2,037
2007	1,654	413		2,067
2008	1,675	417		2,092
2009	1,695	466		2,161
2010	1,713	509		2,222
2011	1,729	500		2,229
2012	1,745	549		2,294
2013	1,760	603		2,363
2014	1,775	595		2,370
2015	1,788	609		2,397

2016	1, 801	643	2, 444
2017	1, 813	678	2, 491
2018	1, 824	715	2, 539
2019	1, 834	754	2, 588
2020	1, 844	795	2, 639
2030	1, 917	1, 263	3, 180
2040	1, 951	1, 715	3, 666
2050	1, 954	2, 079	4, 033

注：2006 年以降は純収入量（輸入量－輸出量）である。

資料：国立山林科学院「山林部門の傾向及び長期展望」（2007 年）

2－6－5 中密度繊維板の需給予測

MDF 需給予測では、MDF の生産は今後増加すると予想されているが、従来に比べてその増加の勢いが鈍化するとみられる。すなわち MDF の生産量は 2020 年の 94.5 万 m³ から 2040 年の 98.4 万 m³、さらに 2050 年の 97.5 万 m³ に増加することが予想される。

一方、現在 MDF は極めて少ない量を輸出し、その輸出傾向は今後にもほとんど変化がないとみられる。しかし、輸入量は今後にも増加すると予想される。MDF の輸入量は 2020 の 128.2 万 m³ から 2030 年の 176.8 万 m³、さらに 2050 年の 158.1 万 m³ に増加すると予想される。

表 2－4 1 MDF 需給の予測 （単位：1, 000m³）

年	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1970	16	－	3	13
1980	68	3	28	43
1990	165	460	－	625
2000	722	485	4	1, 203
2005	847	757	－	1, 604
2006	835	803		1, 638
2007	849	820		1, 669
2008	861	834		1, 695
2009	872	890		1, 762
2010	881	940		1, 821
2011	890	940		1, 830
2012	898	995		1, 893
2013	906	1, 052		1, 958

2014	913	1, 054	1, 967
2015	919	1, 075	1, 994
2016	925	1, 114	2, 039
2017	931	1, 153	2, 084
2018	936	1, 195	2, 131
2019	941	1, 237	2, 175
2020	945	1, 282	2, 227
2030	976	1, 768	2, 744
2040	984	2, 223	3, 207
2050	975	2, 581	3, 556

注：2006 年以降は純収入量（輸入量－輸出量）である。

資料：国立山林科学院「山林部門の傾向及び長期展望」（2007 年）

3. 韓国の木材産業の現状

3-1 木質ボード産業の概要

大きな工場だけを会員としている韓国合板ボード協会の統計によると、合板工場数は2000年の5工場がその以後に1工場が閉鎖され、2012年現在4工場が稼働している。合板工場の年間生産能力も合板産業の衰退に伴って2004年の87.7万m³から2008年の75.6万m³、さらに2012年の51.7万m³まで減少した。従業員数は2004年の1,426名から2010年の769名、2012年の716名まで減少した。工場稼働率も2006年の90%から2012年の73%まで下落した。

合板会社のうち、東一産業が合板だけを生産し、そのほかの会社はPBやMDFなどの木質ボード類も生産している。具体的には、盛昌企業と東和企業はフローリング、UNIDとハンソルホームデコ（ハンソルホームデコ Co., Ltd.）は製材品も生産している。合板工場の所在地は木材産業団地が集中されている仁川市に2カ所（盛昌企業、利建産業）、釜山市に1カ所（盛昌企業）、そして南部地方である靈巖郡（東一産業）に1カ所が位置している。

表3-1 合板産業の現状

年	工場数 (箇所)	生産能力 (1,000m ³)	生産量 (1,000m ³)	稼働率 (%)	従業員数 (名)
2004	4	877	699	80	1,426
2005	4	722	635	88	1,296
2006	4	748	674	90	1,305
2007	4	776	699	90	1,186
2008	4	756	599	79	889
2009	4	687	439	64	843
2010	4	504	392	78	769
2011	4	579	405	70	641
2012	4	517	435	73	716

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」（2013）

PB工場数は2004年の4工場があったが、その後に1工場が閉鎖され、2012年現在3工場が稼働している。PB工場の年間生産能力は、2009年の101.2万m³をピークに減少傾向に転じ2012年には83.8万m³まで減少した。それに伴って生産量も2009年の93.3万m³から2012年の80.1万m³に減少した。従業員数は2005年に1工場が閉鎖されて2004年の310名から2012年の216名に減員した。一方、工場稼働率は2010年以降から95%前後を維持している。

PB工場は合板工場と同じように木材産業団地が集中し、仁川市に2カ所（大成木材工業、東和企業）、釜山市に1カ所（盛昌企業）が位置している。

表 3－2 パーティクルボード産業の現状

年	工場数 (箇所)	生産能力 (1,000m ³)	生産量 (1,000m ³)	稼働率 (%)	従業員数 (名)
2004	4	840	896	107	310
2005	3	898	847	94	235
2006	3	896	777	87	203
2007	3	966	955	87	208
2008	3	982	950	97	211
2009	3	1,012	933	92	207
2010	3	992	919	93	206
2011	3	795	795	96	206
2012	3	839	801	96	216

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」（2013）

MDF 工場数は 2004 年の 15 工場が 2007 年に 1 工場が閉鎖されて 4 工場、その後 2010 年には 2 工場が新しく増加して 6 工場、そして 2012 年現在には 2 工場が閉鎖されて 4 工場になった。MDF 工場の年間生産能力は 2010 年の 195.2 万 m³ をピークに減少傾向に転じ、2012 年には 141.9 万 m³ まで減少した。それに伴って生産量も 2010 年の 183.6 万 m³ から 2012 年の 171.2 万 m³ に減少した。稼働率も 2007 年の 100% から 2010 年の 89%、2012 年の 87% に減少した。従業員数は 2004 年の 728 名から 2010 年の 669 人、さらに 2012 年の 512 人に減員した。

一方、MDF 工場は仁川市に 1 ヲ所（鮮昌企業）、地方都市に 3 ヲ所（UNID、東和企業、ハンソルホームデコ）が位置している。

表 3－3 MDF 産業の現状

年	工場数 (箇所)	生産能力 (1,000m ³)	生産量 (1,000m ³)	稼働率 (%)	従業員数 (名)
2004	5	1,339	1,584	118	728
2005	5	1,397	1,653	93	625
2006	5	1,283	1,642	100	550
2007	4	1,354	1,717	100	500
2008	4	1,407	1,690	90	502
2009	4	1,482	1,655	85	502

2010	6	1,952	1,836	89	669
2011	5	1,812	1,812	88	573
2012	4	1,419	1,712	87	512

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」（2013）

表 3－4 木質パネル生産企業の概要

会社名	所在地		生産製品	設立年月日
大成木材工業（株）	工場及び本社	仁川市	PB	1936.06.09
盛昌企業（株）	工場及び本社	釜山市	合板	1936.12.07
	ソウル事務所	ソウル市	PB	
	ボード工場	蔚山市	フローリンク	
鮮昌企業（株）	工場及び本社	仁川市	合板	1959.10.17
	ソウル事務所	ソウル市	MDF 製材品	
利建産業（株）	工場及び本社	仁川市	合板	1972.12.07
	ソウル事務所	ソウル市	フローリンク	
東一産業（株）	工場及び本社	靈巖郡	合板	1969.04.08
東和企業（株）	工場及び本社	仁川市	PB	1948.04.02
	工場	牙山郡	MDF	
	ソウル事務所	ソウル市	フローリング	
(株) UNID	本社	ソウル市	MDF	1980.05.10
	工場	群山市	製材品	
(株) ハンソルホーム デコ	本社	ソウル市	MDF	1991.12.27
	工場	益山市	フローリング 製材品	

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」（2013）

3－2 木質パネル製造の原料供給

3－2－1 合板製造の原料供給

合板産業の製造原料は輸入原木と輸入単板がほとんどである。製造原料の供給量は 2000 年以降から国内建設景気の停滞に伴う生産量の減少などによって 2003 年の 139 万 m³ から 2008 年の 90.8 万 m³、さらに 2012 年の 50 万 m³ まで減少した。

2012 の合板製材原料を輸入原木と輸入単板に分けてみると、輸入原木が 69.5%（34.8 万

m³）、輸入単板が 30.5%（15.2 万 m³）を占めている。合板用の原木は、ニュージーランドからの輸入が 33.4 万 m³ となり、輸入原木全体の 96% を占めるほど圧倒的である。合板の製材原料として、2005 年に国産カラマツ（5,746m³）が一部供給されたことがあるが、その後には供給実績が全無である。

表 3－5 韓国における合板製造原料の供給量の推移（単位：m³）

年	合計	輸入材		国内材
		原木	単板	
2003	1,390,195	1,214,826	175,369	－
2004	1,217,038	1,041,771	175,267	－
2005	1,152,104	973,577	172,751	5,746
2006	1,086,498	928,510	175,988	－
2007	1,072,848	822,738	250,110	－
2008	907,847	643,515	264,332	－
2009	700,670	493,459	207,211	－
2010	539,539	392,895	146,644	－
2011	651,502	451,240	200,262	－
2012	500,282	348,496	151,786	－

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」（2013）

3－2－2 パーティクルボード製造の原料供給

韓国における PB 産業は廃材が 100% 利用できる分野として廃木材などの資源を再活用できる環境産業である。PB の製造原料は建設廃材や家具廃材をチップ化した再生チップと製材廃材が大半を占めている。日本では木造住宅の解体廃材が利用されているが、韓国では木造住宅が非常に少ないためその割合は極めて小さい。最近は廃材の収集・運搬が困難になり、国内原木や輸入原木の利用が増える傾向がみられる。

PB 製造原料の供給量をみると、2012 年現在総 809 千トンのうち、再生チップが 546 千トン（67.5%）と半分以上を占めて、次いで国産原木が 125 千トン（15.4%）、製材廃材が 113 千トン（14.0%）、合板廃材が 15 千トン（1.8%）、輸入原木が 10 千トン（1.2%）の原料構造となっている。そのうち、製材廃材は 2003 年の 385 千トンから 2008 年の 202 千トン、さらに 2012 年の 113 千トンと減少していることに対し、国内原木の供給量は 2005 年の 22 千トンから 2012 年の 125 千トンまで大幅増加している。

表 3－6 韓国における PB 製造原料の供給量の推移（単位：トン）

年	合計	輸入原木	国内原木	製材廃材	合板廃材	再生チップ
2003	989,184	－	－	384,834	76,495	527,865

2004	1,063,974	－	－	243,796	132,146	688,032
2005	1,048,176	－	21,907	128,205	57,244	840,820
2006	1,027,159	－	7,823	169,412	51,108	798,816
2007	1,284,766	－	6,143	125,089	33,899	1,119,635
2008	1,276,228	－	3,040	201,893	31,128	1,040,167
2009	1,229,338	－	90,748	211,643	62,680	846,267
2010	881,269	9,777	114,633	168,236	18,285	570,338
2011	798,815	8,076	91,205	250,693	12,143	436,698
2012	809,452	9,906	124,839	113,194	14,929	546,584

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」（2013）

３－２－３ 中密度繊維板製造の原料供給

MDF 産業の製造原料は PB 産業と比較して原木の利用量が圧倒的に多い。MDF 製造原料の 2012 年供給量 246.7 万トンを見ると、国内原木が 149.1 万トンで最も多く、60.5%占めている。製材廃材が 60.2 万トン（24.4%）、合板廃材が 25.7 万トン（10.4%）、輸入原木が 7.3 万トン（3.0%）となっており、製造原料として原木の供給量（輸入原木＋国内原木）が約 65%を占めている。その理由は、PB 産業と同様に廃材の収集・運搬が困難になり、国内原木や輸入原木の利用が増加したためである。使用される国内原木の中で主にマツ類の樹種が利用され、輸入原木の場合は合板用として輸入された原木が利用される傾向がみられる。

表 3－7 韓国における MDF 製造原料の供給量の推移 （単位：トン）

年	合計	輸入原木	国内原木	製材廃材	合板廃材	再生チップ
2003	2,130,808	115,034	810,866	1,204,908	－	－
2004	2,441,996	101,195	1,074,154	1,266,647	－	－
2005	2,438,540	111,423	1,095,557	1,231,560	－	－
2006	2,256,868	18,886	910,244	1,327,738	－	－
2007	2,313,848	－	893,275	1,287,659	132,914	－
2008	2,252,775	84,226	910,387	1,141,865	116,297	－
2009	2,210,438	52,620	1,115,175	957,466	85,177	－
2010	2,425,017	146,958	1,380,177	671,518	193,435	32,929
2011	2,445,765	51,256	1,401,570	775,785	173,386	43,768
2012	2,466,913	73,070	1,491,373	601,808	257,116	43,546

資料：韓国合板ボード協会「合板及びボード統計」（2013）

3-3 製材産業の概要

韓国山林庁が2012年に実施した木材利用実態調査結果によると、韓国の製材工場数は2008年の609工場から2010年の533工場、さらに2011年の527工場まで減少した。1995年の1,402工場と比較すると、激減している。

製材工場は、主に輸入港である同時に木材産業団地に集中しており、仁川市が88工場（16.7%）と最も多く、次いで全羅北道が68工場（12.9%）、釜山市が51工場（9.7%）、全羅南道、慶尚南道、慶尚北道が各50工場である。

表3-8 製材工場数の推移

年	1990	1995	2008	2009	2010	2011
工場数	1,659	1,402	609	561	533	527

資料：山林庁「2011年基準木材利用実態調査」、山林庁「林業統計年報」

3-4 製材品製造の原料供給と主要製品

3-4-1 原料供給

製材産業の製造原料の入荷量をみると、2011年の原木供給量は3,484,237m³であるが、2008年に比べてみれば供給量の減少推移を見せている。その主な原因は、2009年の景気沈滞に伴い建設景気の需要が減少しているとされている。

原木入荷量の現況をみると、直接的な購入（直需）が3,144,261m³で最も多く、全体の90.2%を占めている。他社からの購入が456,719m³、他社への販売が116,743m³である。

表3-9 製材所の原木入荷量（単位：m³）

区分	原木入荷量 (A+B+C)	原木入荷量の現況		
		直接購入(A)	他社からの購入(B)	他社への販売(C)
2011年	3,484,237	3,144,261	456,719	116,743
2010年	3,482,824	3,250,082	239,434	6,692
2009年	3,617,395	2,916,091	702,925	1,621
2008年	4,152,070	3,288,785	920,119	56,833

製材所の原木入荷量を国産材と輸入材に区分してみると、国産材は496,699m³で全体の14.3%を占め、輸入材は2,987,538m³で85.7%を占めている。樹種別にみると、国産材は針葉樹の中でカラマツ（265,222m³）とアカマツ（135,884m³）が多く、広葉樹の中でナラ類が（4,987m³）が多い。輸入材は針葉樹の中でラジアタパイン（1,526,326m³）とヘムロック（721,694m³）が多い。広葉樹の中では、マラス（39,710m³）が最も多く、次にディレニア（37,348m³）、MLH（Mix Light Hardwood、33,375m³）である。

表 3－10 製材品製造向け国産原木の 2011 年入荷量 (単位：m³)

針葉樹		広葉樹	
計	490,330	計	6,369
アカマツ	135,884	ナラ類	4,987
カラマツ	32,570	トネリコ	320
チョウセンゴヨウマツ	265,222	オノオレ	154
リギダマツ	40,107	シラカバ	409
スギ	10,899	その他	499
その他	5,569		

資料：山林庁「2011 年基準木材利用実態調査」

表 3－11 製材品製造向け輸入原木の 2011 年入荷量 (単位：m³)

針葉樹		広葉樹	
計	2,807,373	計	180,165
ラジアタパイン	1,526,326	MLH	33,375
スプルース (ロシア)	138,618	Dellenia	37,348
アカマツ (ロシア)	6,663	Meranti	19,932
ヘムロック	721,694	Burckella	25,472
ベイマツ	325,578	Malas	39,710
ベイマツ以外その他	37,680	その他	24,329
アカマツ (ドイツ)	2,529		
その他	43,485		

資料：山林庁「2011 年基準木材利用実態調査」

3－4－2 主要製品

製材所における 2011 年度の製材品の生産量と販売量をみると、生産量は 1,916,689m³、販売量は 1,895,640m³ である。同年の生産量種類別にみると、角材 (1,409,118m³) が最も多く、次に板材 (476,799m³)、円柱材 (30,778m³) の順である。

国産原木を利用した製材品の生産量は 262,731m³ で、販売量は 251,469m³ である。詳しくみると、角材 (生産量 173,371m³、販売量 165,321m³)、板材 (生産量 77,413m³、販売量 74,202m³)、円柱材 (生産量 11,947m³、販売量 11,947m³) である。

製材品の生産量を樹種別に分けると、板材の生産量の中で針葉樹が 76,279m³ で、広葉樹が 1,132m³ となっている。角材生産量の中では、針葉樹が 170,541m³、広葉樹が 2,829m³ となっ

ている。円柱材の中では、針葉樹が 11,844m³、広葉樹が 103m³である。

表 3－1 2 国産原木を利用した製材品の生産量と販売量 (単位：m³)

区分	製材所数	全体		針葉樹		広葉樹	
		生産量	販売量	生産量	販売量	生産量	販売量
2008 年	298	446,136	432,994	406,970	393,985	39,166	39,008
2009 年	226	455,441	447,431	423,413	415,368	32,027	32,063
2010 年	213	268,624	263,398	253,861	248,931	14,763	14,467
2011 年	165	262,731	251,469	258,664	274,400	4,064	4,064
板 材	126	77,413	74,202	76,279	73,067	1,132	1,132
角 材	135	173,371	165,321	170,541	162,489	2,829	2,829
円柱材	29	11,947	11,947	11,844	11,844	103	103

資料：山林庁「木材利用実態調査」

一方、輸入原木を利用した製材品の生産量は 1,653,964m³ であり、販売量は 1,644,181m³ である。製材品別にみると、角材（生産量 1,235,747m³、販売量 1,230,657m³）、板材（生産量 399,386m³、販売量 396,139m³）、円柱材（生産量 18,831m³、販売量 17,332m³）である。

製材品の生産量を樹種別にみると、板材生産量の中で針葉樹が 376,366m³、広葉樹が 8,727m³ である。角材生産量の中では、針葉樹が 1,178,921m³、広葉樹が 49,092m³ である。円柱材生産量の中では、針葉樹が 18,092m³、広葉樹が 739m³ である。

表 3－1 3 輸入原木を利用した製材品の生産量と販売量 (単位：m³)

区分	製材所数	全体		針葉樹		広葉樹	
		生産量	販売量	生産量	販売量	生産量	販売量
2008 年	523	2,567,409	2,534,136	2,439,274	2,410,451	128,135	123,686
2009 年	477	2,126,654	2,155,562	1,986,836	2,025,584	139,818	129,978
2010 年	422	1,754,902	1,722,062	1,645,251	1,614,338	109,650	107,724
2011 年	454	1,653,964	1,644,181	1,573,379	1,563,486	58,558	58,544
板 材	305	399,386	396,193	376,366	373,289	8,727	8,644
角 材	426	1,235,747	1,230,657	1,178,921	1,173,604	49,092	49,161
円柱材	36	18,831	17,332	18,092	16,593	739	739

資料：山林庁「木材利用実態調査」

製材品の用途別の生産量をみると、建築構造材が 699,249m³ と最も多く、次に仮設材 (520,551m³)、パレット (243,616)、包装材・輸出ケース (225,013m³) の順である。

一方、製材品の 2011 年生産量は前年対比 5.3% で減少した。そのうち、仮設材の生産量は建設景気の悪化に伴い前年対比 18.5% 減少した反面、包装材・輸出ケースは輸出産業の振興で前年対比 55.3% 程度増加を示した。また、木造住宅に対する消費者の需要増加に伴って建築構造材も 34.7% 増加となっている。

製材品の用途別の生産量を国産原木と輸入原木を分けてみると、国産原木を用いた建築構造材、輸入原木を用いた建築構造材の生産量がそれぞれ 94,035m³、605,213m³ となっている。

表 3-14 製品別の製材品の生産量と販売量 (単位：m³)

区分	製材 所数	全体		国産原木使用		輸入原木使用	
		生産量	販売量	生産量	販売量	生産量	販売量
2008 年	609	3,013,545	2,967,130	450,744	437,394	2,562,801	2,529,736
2009 年	561	2,399,720	2,420,422	273,065	265,058	2,126,655	2,155,564
2010 年	533	2,023,525	1,985,459	268,233	262,976	1,710,776	1,678,242
2011 年	527	1,916,689	1,895,640	242,362	231,978	1,674,325	1,663,663
建築構造材	315	699,249	692,669	94,035	93,457	605,213	599,211
仮設材	199	520,551	512,692	81,133	75,002	439,418	437,689
パレット	117	243,616	240,203	22,181	20,312	221,434	219,891
包装材・ 輸出ケース	86	225,013	224,916	4,578	4,578	220,436	220,338
家具材	59	37,495	37,346	16,332	16,183	21,163	21,163
楽器製造用	8	4,336	4,336	40	40	4,296	4,296
電線ドラム用	2	28,051	25,931	5,841	4,671	22,210	21,260
デッキ材・床材	39	45,538	45,122	2,121	2,121	43,416	43,002
建築内装材	42	48,703	48,562	4,505	4,371	44,198	44,191
杭木用	19	5,481	5,504	1,215	1,215	4,265	4,288
軍事用	6	1,897	1,897	917	917	980	980
養殖用	7	3,036	3,036	-	-	3,036	3,036
農機具用	5	653	653	187	187	467	467
公園施設物	28	21,025	20,716	3,456	3,103	17,569	17,613
その他	51	32,042	32,057	5,820	5,820	26,222	26,236

資料：山林庁「木材利用実態調査」

3-5 主要企業の現況

(1) 東和エンタープライズ株式会社

東和エンタープライズは1948年に仁川地域に設立された。家具、楽器、内装材用等のPBやMDF製品を生産・販売し、PBは2工場、MDFは3工場が稼働している。1986年に設立された同社のMDF工場が、韓国の初めてのMDF工場である。その後、1989年に第2工場、1994年には第3工場を設立した。同社のMDFの生産能力は、世界で第5位、アジアで第1位であるといわれている。

同社のMDF生産量は全国の30%を占めている。国内生産は、PBが50万 m^3 /年、MDFが50万 m^3 /年である。海外のベトナム(1,000 m^3 /日)、マレーシア(1,000 m^3 /日)、ニュージーランド(500 m^3 /日)の工場で生産しているものは、輸出用である。国内生産は1,400 m^3 /日で、すべて国内消費である。

同社のMDF原料をみると、国内生産のMDFでは昔は70%が製材廃材だったが今は30%となり、原木が70%を占めている。原木のうち、85%は韓国国内で樹種更新中のリギダマツ、15%がリゾート、ゴルフ場開発地の林地残材主体の広葉樹である。MDFの競争力は、これらのリギダマツ及び広葉樹に依存している。リギダマツの工場着価格は8.0~8.5万Won/トン、小径木広葉樹は工場着価格は7万Won/トンであり、山での伐採コストがかかる。リギダマツは1970年代国土緑化で植えたもので、今はチューリップツリーへの樹種更新で伐採時期である。同社はMDFの原料としてロシア合板会社から小径木チップ、ベトナム、インドネシア、日本からリサイクルチップの輸入を考えている。日本原木チップを入れたがその価格が9万Won/トンと高かったため現在は輸入していない状況である。

一方、同社は全国のPB生産量の2/3を3工場で生産している。PB原料は、60%は建設廃材、10%は家具廃材、10%は開発工事に伴う林地残材である。今後原料確保のため、発電会社との激しい競争が予想され、2012年に日本から関東のチップを輸入しようとしたが、放射能問題でだめとなった。2013年年9月に日本の西のほうからチップが輸入されている、今後も日本でチップ、廃材を輸出する会社を探している。



図3-1 PB原料の建築廃材(左)と林地残材(右)

（２）盛昌企業株式会社

盛昌企業（株）（Sungchang enterprise）は 1936 年に 釜山地域に設立された。合板、PB、フローリングを生産・販売している。合板、ボードの国内シェアはそれぞれ 26%で、主な生産製品は合板（4×8 が 70%、3×6 が 15%）が最も多く、次いでボード、フローリングである。合板は、国内向けが 95%、5%は JAS 規格（3×6）で日本へ輸出し、韓国国内向けの合板は 7 プライ、日本輸出向けは 5 プライを生産している。

合板製造用原木は、ラジアタパイン、広葉樹である。広葉樹はマレーシアから輸入している。合板の主な用途は、コンクリ型枠用 25%、インテリア用 20%、造船用 10%、その他 20%である。合板サイズは、4×8 で、12mm もの 1 枚の価格は 1 万 Won である。

合板生産は月 1 万 m³で、ここ 3 年の生産が横ばい傾向である。今後の見通しは、国内建設景気と連動するため大きな需要はないと予想している。工場の稼働率は、現在 60%である。

今後広葉樹の輸入の見通しは、明確に見込みはできない。韓国や他の国の針葉樹の原木を原料とすることについては、同社は日本のように間伐への助成について山林庁と協議中である。また、日本のスギ輸入について日本の商社と協議中である。合板生産の主な原料であるラジアタパインは径 26cm で、日本のスギは 22cm で歩止まりがラジアタパインより 10%悪く、乾燥効率も 20%低いと評価され、価格差は 5US\$/m³である。

（３）Taewon Lumber Co., Ltd.

Taewon lumber は 仁川地域の製材所でカナダからレッドシーダーを輸入し、韓屋用プレカット部材、KD 材の 2×4 の外装板材などの建築材を販売している。以前、日本からスギ、ヒノキを輸入したが、歩留まりが悪いため、現在やめた。年間 1 万 m³の原木を輸入し、板、外装材（RC 建物の外装用）を生産し、国内向けである。径は 12 インチ、18 インチ、長さは 30 フィート、36 フィートの原木を輸入している。

同社によると、日本から、輸出のための調査で自治体、会社など年 5 回ぐらい来るが今年はない。カナダからの輸入は、現地エージェンが行っている。販売は代理店を通して韓国全土に卸している。レッドシーダーは価格が高いが質が良い。歩止まりでスギ材は 4m しかなく使いにくい。韓国は 3.6m 材である。ここ 30 年、韓国では木材需要は増加し、工場は減少しているなか、流通材の生産は増加した。



図 3－2 工場に搬入された輸入原木

（４）Wood In 社

Wood In の年間売上高は、製材 150 億ウォン、製品 300 億ウォンである。韓国内に 800 の代理店がある。

同社によると、今後の住宅の方向は、新築はないが、2×4 住宅（一戸建て）の需要はある。郊外の庭園住宅は余地がある。中国から注文を受け、3,000 万ウォンを輸出している。同社は中国人気セレブ女優と広告契約を結んである。ヒノキはその香りがセールスポイントになっているが韓国人には、どれがヒノキの香りか分からない者もあり、悪い業者は他のものをヒノキと称して売る者もいる。

（５）常信木材株式会社

常信木材株式会社（Sangshin Timber Co., Ltd.）は、集成材などの輸入・流通企業である。中国大連から、ヒノキ集成材（東濃ヒノキを中国が輸入し加工）4×8×（15、18、24、30mm）を輸入し、販売している。2 コンテナ/月、年 24 コンテナを輸入している。用途は、子供用家具でアトピー対策である。同社の輸入は、集成材が一番多く、中国、チリ、ロシア、ニュージーランド、ブラジル、ベトナム、フィンランドなどから年間 600～700 コンテナ輸入している。樹種はラジアタパイン、スプルース、レッドパイン、オーク、メープル、エルダー、アカシア、ラバーウッドである。販売先は国内で、用途は家具、インテリア、建築材である。

（６）山林組合中央会林産物流通センター

山林組合中央会の林産物流通センターは、農業特別会計法に基づき、1997 年 5 月に設立された。同センターは、山地で少量分散的に生産される林産物を収集・加工・包装などを通じて消費者に直接供給することによって森林所有者（山林組合員）の所得増大や消費者を確保することを目的とする。

事業種目は、間伐材製品の開発、生産、販売及び休養林などのレクリエーション施設の設計・施工、並びに林業副産物の収集、選別、包装、販売などである。事業運営は山林組合中央会が担当している。当センターの設立は、中央政府山林庁が企画・立案し、総 169 億ウォン（国庫支援 150 億ウォン）が投じられた。同センターの敷地内（17.6 万 m²）には、製材工場、円柱・集成材工場・原木共販所等の木材処理施設のみならず、林産物の選別・包装などの短期所得林産物処理施設なども揃えている。同センターは、付加価値木製品を生産するための多様な加工施設を揃えた国内唯一・最大の国産材製材工場を有している。この施設は、原木から建築用材を製材しており、原木は全て韓国産材である。建築用製材としては最大規模である。原木は伐採を直営で行うものとの組合から買うものが全体の 50%、伐採業者からが 50%である。伐採量は 400 万 m³で、原木価格は 11～12 万 Won/m³、山主には 3 万 Won/m³が入る。原木消費量は製材用 20,000m³で、ペレット用が 15,000m³で、計 35,000m³である。扱う樹種は、アカマツ、カラマツ（韓国北部）、ゴヨウマツ（韓国最北）、ヒノキ、スギ（韓国南部）である。リギダマツは南部地域から入っており、製品としては外装用、内装用製品を生産している。製材歩止まりは悪くて、40%程度である。8,000m³の製材品を出荷し、その他を合わせて年間総売上は 120 億 Won である。

4. 韓国の木材市場と流通の現状

4-1 木材市場の概観

韓国では日本のような木材市場は存在していない。韓国における木材流通は、山地市場、集散地市場、消費市場に大きく分けられる。山地市場は山林所有者と伐出商(Felling contractor)、集散地市場は木商(Log of Felling assembler)と山林組合、消費市場は用途別にパルプ会社、ボード会社、製材所、シイタケ栽培業者などである。

韓国の山林所有者は2百万人に達しているが、殆どが木材生産及び流通には関係していない。森林伐採は所有者直接伐採、雇用労働伐採、あるいは木商伐採、作業团委託伐採などの形態で行われている。零細・小規模な森林所有者の場合、立木状態で木商に販売あるいは委託販売を行っている。森林所有者の大部分は木商を通じて情報を獲得し、価格の決定も木商の主導の下で行われている。

木商というのは、伐採商、収集商、搬出加工商を指しており、山地における国産材流通を主導している。1970年代の国産材流通は、山地から原木消費者までに至る経路は中間商(伐採商、収集商、委託商)が複雑な経路で加入しており、1980年代は中間商(伐採商、収集商)が減少し、1970年代の流通構造よりも単純化されたといわれている。さらに1990年代以後、木商は伐採商という近い概念に縮小され、森林所有者→木商→消費者へより単純化された流通経路となっている。

集散地市場において山林組合の木材集荷場は、山林所有者と消費者を直接的に連携して国産間伐材の活用を促進しながら山林所有者の所得を向上するために1988年から設置が始まり、2013年現在、全国に16ヵ所が設置された。木材出荷場は木商中心の国産材流通システムを改善するために地域単位の山林組合を中心に設置された。しかし16ヵ所の木材集荷場に入荷された国産材をみると、2012年の総入荷量は14万 m^3 で同年の国産材生産量450.6万 m^3 の3.1%程度にすぎない。その理由としては、伐採に対する木材集荷場の直営伐採実績が非常に低く、依然として伐採の大部分が木商の主導権下で行われていることにあるといえよう。

木材集荷場とは別に山林組合中央会は木材自給率の向上と国産木製品の生産及び供給するために木材流通センター2ヵ所を設置した。事業種目は、木製品(建築内外装材、集成材、造園施設材)の加工及び販売、休養林などのレクリエーション施設の設計・施工などのである。事業運営は山林組合中央会が担当している。

一方、国産材の最終用途は紙・パルプ用材、木質ボード用材、製材用材などであり、これらの国産材を消費するところは紙・パルプ会社、木質ボード類会社、製材所で、国産材の使用が彼らの事業実績に密着な関係がある。国産材の価格形成は外材に大きく影響を受けており、外材価格の変化に伴って国産材の使用業者が国産材を使用するかどうかを決定するため、国産材の価格は、最終的に消費市場の価格形成に伴う市場逆算価で形成されている。

表 4－1 山林組合木材集荷場の原木の入・出荷量 （単位：m³）

年	入荷量							
	合計	マツ	カラマツ	チョウセン ゴヨウマツ	リギタ マツ	スギ	広葉樹	その他
2005	66,146	9,618	32,467	1,916	14,379	2,884	4,407	475
2006	79,125	7,065	28,753	2,516	28,023	1,706	10,529	533
2007	95,330	4,504	35,333	2,050	17,246	3,295	31,745	1,157
2008	103,016	9,018	37,460	845	20,958	2,565	30,774	1,396
2009	131,939	15,207	54,864	4,746	18,627	5,626	31,442	1,427
2010	150,743	18,665	34,842	2,289	16,402	2,601	72,318	3,626
2011	180,677	35,364	51,761	2,482	19,603	3,843	63,428	4,196
2012	140,600	32,617	44,643	935	19,923	3,437	37,643	1,402
年	出荷量							
	合計	マツ	カラマツ	チョウセン ゴヨウ マツ	リギタ マツ	スギ	広葉樹	その他
2005	72,109	11,299	34,166	2,127	16,866	2,855	4,191	605
2006	77,431	7,768	30,910	3,217	15,588	2,515	16,976	457
2007	99,717	5,064	35,094	1,553	24,380	3,709	28,711	1,206
2008	126,534	9,004	37,996	1,508	23,226	2,707	44,447	7,646
2009	124,078	16,400	50,718	4,615	16,153	4,449	30,331	1,412
2010	133,294	16,387	36,422	2,596	16,947	3,453	54,692	2,797
2011	149,129	23,972	43,178	2,360	2,469	12,217	61,108	3,825
2012	144,324	30,989	54,179	1,343	18,818	2,579	42,786	3,134

資料：国立山林科学院「2013 林業経済動向」

4－2 木材の流通経路と流通主体

4－2－1 国産材の流通経路と流通主体

韓国における国産材の流通経路は時代によって少しずつ変わってきた。国産材の流通経路は、1970年代には①森林所有者→伐採業者→委託業者→製材所→製材品消費者、②森林所有者→伐採業者→原木収集業者→原木消費者という二つの経路に分けることができる（Choi 氏

ら)。1980 年代には①森林所有者→需要者、②森林所有者→伐採業者→収集業者→需要者、③森林所有者→伐採業者→需要者という三つの経路（兪氏ら）、さらに 1990 年代には①森林所有者→伐採・収集・搬出業者→需要先、②森林所有者→伐採業者→収集・搬出業者→需要者という二つの経路に分けることができる（韓国農村経済研究院）。

国立山林科学院は、2000 年代における国産材の流通経路は四つに大きく分けることができると分析している。この分析によると、第 1 経路は、森林所有者→中間商・収集商→需要先の経路で、国産材流通量全体の 8.6%を占め、量的にはごく少ない。第 2 経路は、森林所有者→需要先の経路で、国産材流通量全体の 5.2%を占める。第 3 経路は、森林所有者→伐出商（木商）→中間商（収集商）→需要先の経路で、零細な木商（Logger or felling contractor）が伐採し、これを資金力のある中間収集商が収集し、需要者に供給する形態で、国産材流通量全体の 64%を占める。第 4 経路は、森林所有者→伐出商（木商）→需要先の経路で、木商が伐採して需要者に供給する形態で、国産材流通量全体の 22.2%を占める。日本の原木市売市場のような木材市場は存在せず、国産材の流通は木商によって成り立っている。山林庁が実施した 2011 年基準の木材利用実態調査による「国産材を利用する製材所における原木の購入先は木商・伐採業者が最も多くて 91%（452,187m³）を占めている」との調査結果は、前述の分析の結論を裏付けるデータである。

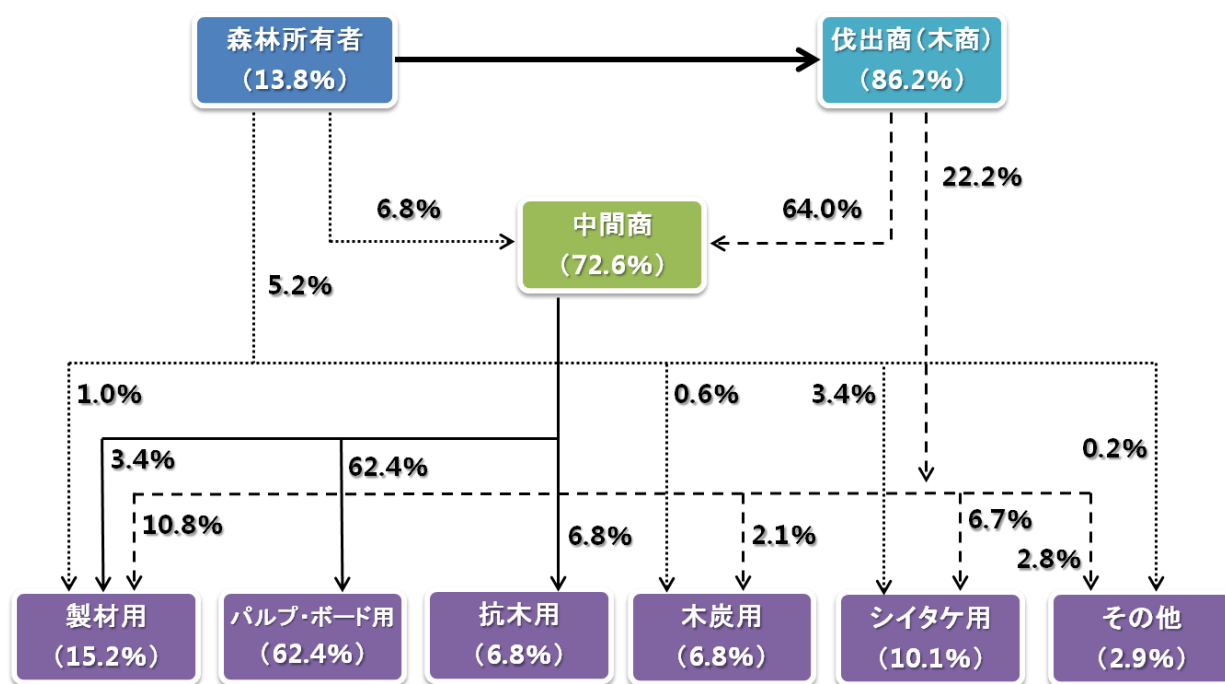


図 4－1 韓国における国産材の流通経路

資料：国立山林科学院「木材流通構造の分析」（2005 年）

表 4－2 国産材を利用する製材所における原木の購入方法 (単位：m³)

年	製材 所数	森林所有者 と契約後に 直接伐採	木商・伐採 業者から購 入	国と契約後 に直接伐採	国・自治体 から購入	他の製材所 から購入	その他
2008 年	298	36,290	494,951	7,492	9,419	8,995	2,516
2009 年	226	41,120	471,394	5,200	34,340	6,373	6,567
2010 年	213	24,510	397,721	12,971	15,843	3,110	－
2011 年	165	21,613	452,187	2,500	4,747	－	15,652

資料：山林庁「木材利用実態調査」

国産材流通の主体である木商の実態についてみると、2009年現在、木商の数は446業者で、一人当たり年間平均伐採面積は 28.6ha で、零細・小規模である。また、一人当たり平均伐採量は 2,813m³であるが、主にリギダマツとクスギ類の広葉樹などの伐採に従事している。

大部分の零細な木商は、立木の購入から伐採までの必要な資金は、銀行や企業（パルプ・ボード類会社）・個人からの借入れ、特に製材所や中間収集商からの前渡金によって手当てしている。伐採作業は 10 月から翌年 3 月までに集中的に行われる。

表 4－3 木商の伐採面積（2009 年）

区分	合計	国有林	公有林	私有林
木商数	446	25	8	442
伐採面積 (ha)	12,748	1,046	363	11,339
一人当たり平均伐採面積 (ha)	28.6	43.6	45.4	25.7

資料：山林庁「全国の林木伐採業（木商）実態調査報告書」（2010 年）

表 4－4 木商の樹種別伐採量（2009 年）

区分	合計	マツ	チョウセン ゴヨウ マツ	カラマツ	リギダマツ	クスギ類等 広葉樹
伐採量 (m³)	1,254,435	135,205	18,333	234,171	467,483	399,243
比率 (%)	100.0	10.8	1.5	18.7	37.2	31.8

資料：山林庁「全国の林木伐採業（木商）実態調査報告書」（2010 年）

4－2－2 輸入材の流通経路と流通主体

輸入材の流通経路を原木に限ってみれば、輸入原木の購入は国内輸入業者を通じた形態が最も多く 73%を占め、次いで海外で直接購入が 16.5%、エージェン特からの購入が 9.0%、卸売り業者からの購入が 8.6%、他の製材所からの購入が 0.9%となっている（山林庁：「木材利用実態調査」（2011 年））。そのうち、輸入業者から購入した原木の流通経路は、①輸入

業者→需要先（木質ボード類産業、製材所などに供給）、②輸入業者→製材所（1次加工）→需要先という二つの経路で流通されている。

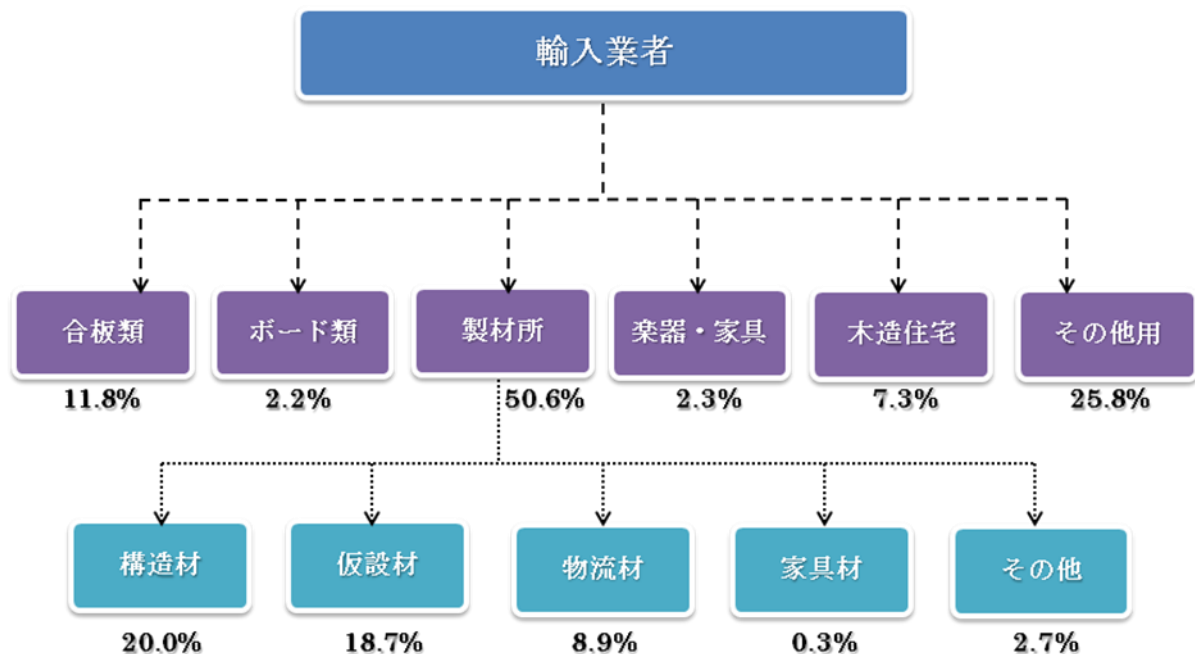


図4-2 韓国における輸入原木の流通経路

資料：国立山林科学院「木材流通構造の分析」（2005年）

4-3 距離別の木材運搬費用

韓国林業振興院は、木材統計・情報体系の構築及び木材流通体系の合理化の一つとして2013年7月に距離別の木材運搬費用の算定結果を発表した（韓国林業振興院：「国産材原木の市場価格の動向」）。なお、この発表においては、運搬費用は大きく中土場（timber yard landing wood）から製材所及びパルプ工場までの大運搬費と土場から中土場までの運搬費である小運搬費に区分されている。

韓国林業振興院は、大運搬費について5トンと25トンの重量を基準として地域内の運搬は50km範囲で、地域以外は100km範囲を基準にして調査を行った。針葉樹、広葉樹は含水率などの差で木材の積載量が異なるため区分して運搬費を算定した。大運搬費の積込料は運搬距離に関係なく同じようにして針葉樹を3,700Won/m³、広葉樹を4,600Won/m³に設定した。小運搬費の上車費も運搬距離に関係なく針葉樹を3,000Won/m³、広葉樹を3,700Won/m³に設定した。以上の条件の下で距離別・重量別の木材運搬費を算定した結果は次のとおりである。

表 4－5 大運搬費（針葉樹）（単位：Won/m³）

区分		5 ドントラック			25 ドントラック		
運搬距離	積込料	単位あたり 積載量	物流費		単位あたり 積載量	物流費	
			運搬費	計		運搬費	計
50km	3,700	13	11,600	15,300	25	10,300	14,000
50-100km			12,600	16,300		11,400	15,100
100-200km			14,600	18,300		12,600	16,300
200-300km			－	－		15,400	19,100
300km 以上			－	－		16,400	20,100

注：1m³=0.8ton

資料：韓国林業振興院「国産材原木の市場価格の動向」（2013 年）

表 4－6 大運搬費（広葉樹）（単位：Won/m³）

区分		5 ドントラック			25 ドントラック		
運搬距離	積込料	単位あたり 積載量	物流費		単位あたり 積載量	物流費	
			運搬費	計		運搬費	計
50km	4,600	11	14,500	19,100	23	12,900	17,500
50-100km			15,800	20,400		14,300	18,900
100-200km			18,200	22,800		15,800	20,500
200-300km			－	－		19,200	23,800
300km 以上			－	－		20,500	25,100

注：1m³=0.8ton

資料：韓国林業振興院「国産材原木の市場価格の動向」（2013 年）

表 4－7 小運搬費（針葉樹）（単位：Won/m³）

運搬距離	積込料	運搬費	計
500m 以内	3,000	5,000	8,000
500-1000m		6,600	9,600
1000-2000m		9,000	12,000

注：1m³=0.8ton

資料：韓国林業振興院「国産材原木の市場価格の動向」（2013 年）

表 4－8．小運搬費（広葉樹）（単位：Won/m³）

運搬距離	積込料	運搬費	計
500m 以内	3,700	6,300	10,000
500-1000m		8,300	12,000
1000-2000m		11,300	15,000

注：1m³=0.8ton

資料：韓国林業振興院「国産材原木の市場価格の動向」（2013 年）

4－4 主要木材製品の市売価格

4－4－1 国産原木の価格

韓国は日本のような木材市場が存在していないため、木材価格を把握することは困難である。本報告書に取り上げられた国産原木の価格は、山林組合中央会の木材集荷場の平均価格であり、4 樹種に分けられる。

まず、マツの価格は規格別に差があるが、15～30cm×2.7m 以上を除いてすべて前年対比値下がり傾向を示している。2013 年 12 月現在マツの価格は韓国伝統住宅である韓屋などの構造物として利用される 30cm 以上×3.6m 以上が 399,820Won/m³ で最も高く、次に 30cm 以上×2.7m 以上が 368,710Won/m³、15～30cm×3.6m 以上が 191,440Won/m³、15～30cm×2.7m 以上が 190,520Won/m³ である。その他にパルプ用は 2010 年から価格が 60,000Won/m³ となっている。

チョウセンゴヨウマツの価格も 15～30cm×3.6m 以上を除いてすべて前年と同様な価格で推移している。2013 年 12 月現在 30cm×2.7m 以上と 30cm×3.6m 以上が 141,000Won/m³ と最も高く、次いで 15～30cm×3.6m 以上が 127,000Won/m³、15～30cm×2.7m 以上が 120,330Won/m³ となっている。

国内で建築内・外装材として最も多く利用されているカラマツの価格では、2013 年に入ってから大部分の規格で価格が下落している。そのうち、30cm×3.6m 以上の平均価格は、2012 年に 180,670Won/m³ であったが、2013 年 12 月には 132,000Won/m³ に下落した。30cm×3.7m 以上の平均価格も 2012 年の 141,000Won/m³ から 2013 年 12 月の 132,000Won/m³ に下落した。

表 4－9 マツの価格推移（規格別）（単位：Won/m³）

区分	12~18cm× 1.8m 以上	15~30cm× 1.8m 以上	15~30cm× 2.7m 以上	15~30cm× 3.6m 以上	30cm× 2.7m 以上	30cm× 3.6m 以上	パルプ
2011	90,000	111,896	209,439	191,440	380,069	416,324	60,000
2012	90,000	111,670	210,340	191,440	374,107	411,414	60,000
2013 1	90,000	111,670	210,340	191,440	368,710	409,880	60,000
2	90,000	111,670	210,340	191,440	368,710	409,880	60,000
3	90,000	114,705	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000

4	90,000	111,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000
5	90,000	111,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000
6	90,000	111,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000
7	90,000	111,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000
8	90,000	111,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000
9	90,000	111,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000
10	90,000	116,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000
11	90,000	116,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000
12	90,000	116,670	190,520	191,440	368,710	399,820	60,000

注：山林組合中央会木材集荷場の平均価格

資料：国立山林科学院「林業経済動向」

表４－１０ チョウセンゴヨウマツの価格推移（規格別）（単位：Won/m³）

区分	15~30cm× 1.8m 以上	15~30cm× 2.7m 以上	15~30cm× 3.6m 以上	30cm× 2.7m 以上	30cm× 3.6m 以上
2011	60,000	116,086	122,750	137,175	137,175
2012	60,000	120,330	126,583	141,000	141,000
2013 1	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
2	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
3	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
4	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
5	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
6	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
7	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
8	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
9	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
10	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
11	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000
12	60,000	120,330	127,000	141,000	141,000

注：山林組合中央会木材集荷場の平均価格

資料：国立山林科学院「林業経済動向」

表 4-1-1 カラマツの規格別の価格推移 (単位: Won/m³)

区分	15~30cm× 1.8m 以上	15~30cm× 2.7m 以上	15~30cm× 3.6m 以上	30cm× 2.7m 以上	30cm× 3.6m 以上
2011	99,451	123,376	120,652	138,450	175,442
2012	99,500	126,000	123,500	141,000	180,670
2013 1	99,500	126,000	123,500	141,000	180,670
2	99,500	126,000	123,500	141,000	180,670
3	99,500	124,000	124,200	141,000	180,670
4	99,500	124,000	124,200	132,871	141,000
5	99,500	120,624	123,757	133,500	132,871
6	99,500	118,670	123,500	132,290	133,500
7	99,500	118,670	123,500	132,000	132,290
8	99,500	118,670	123,500	132,000	132,000
9	99,500	118,670	123,500	132,000	132,000
10	99,500	118,670	123,500	132,000	132,000
11	99,500	118,670	123,500	132,000	132,000
12	99,500	118,670	123,500	132,000	132,000

注: 山林組合中央会木材集荷場の平均価格

資料: 国立山林科学院「林業経済動向」

4-4-2 輸入原木の価格

輸入原木の価格推移を産地別に分けてみると、ニュージーランド産ラジアタパイン (A 等級、C&F 価格基準) の価格は、2013 年に入ってから上昇推移が続き、2013 年 9 月現在 146 \$ /m³ と 2012 年平均価格対比 16 \$ 上昇を示した。その主な原因は、中国など輸入国の需要が増加したためである。K 等級とパルプ材の価格も 2012 年平均価格対比上昇推移を示している。南洋材であるパプアニューギニア産とソロモン産の原木価格も 2013 年に入ってからすべての樹種で大きな価格上昇を示している。南洋材の場合は産地の森林資源と気候の影響で生産量が減少し、さらに中国などからの需要が増加したため輸入価格も上昇した。輸入原木価格の値上がり推移は、原木価格の下落あるいは横ばい推移を示している国産材とは対照的である。

表 4-1-2 輸入原木の価格 (単位: US\$/m³、C&F)

区分	ニュージーランド産 (ラジアタパイン 3.6m)			パプアニューギニア産			ソロモン産		
	A 等級	K 等級	パルプ材	タウン	マラス	G3 Mix	タウン	ビワモドキ	Mix
2000	74	66	55	151	124	116	148	139	120
2001	66	60	50	139	111	103	134	125	116

2002	68	64	50	144	119	117	142	125	113
2003	78	75	56	144	119	112	147	126	115
2004	96	92	76	166	152	136	167	146	134
2005	99	96	78	182	160	144	185	160	149
2006	102	99	82	208	177	165	211	177	168
2007	127	124	100	223	184	155	223	185	179
2008	129	126	105	221	200	164	227	196	186
2009	100	97	80	205	165	149	213	174	165
2010	136	133	111	260	205	192	279	216	209
2011	142	139	115	273	242	225	295	236	229
2012	130	127	94	252	238	217	269	244	223
2013 1	136	133	100	278	233	213	265	245	220
2	139	136	101	248	235	213	270	245	220
3	144	141	106	253	235	213	275	245	220
4	146	143	110	255	240	210	282	247	222
5	146	143	110	257	247	217	290	255	230
6	146	143	110	257	252	217	290	255	230
7	144	141	108	257	252	217	290	260	230
8	144	141	108	257	252	217	290	255	230
9	146	143	110	267	252	222	295	260	230

資料：国立山林科学院「林業経済動向」

4-4-3 製材品の価格

製材品の価格を国内材と輸入材に分けてみると、国内製材品は、山林組合中央会木材集荷場の平均価格としてチョウセンゴヨウマツとカラマツについて詳しく調査されていないが、マツ（3.9×5.1cm×2.7m）は2008年から388,000Won/m³を維持している。輸入製材品の場合は、ロシア産マツ（1～2等級注文材基準）が2013年に入ってから価格が増加推移を示していることに対して、その以外も製材品は価格下落あるいは横ばい推移を示している。ロシア産製材品は2013年3月から原木供給が円滑的に行われその生産量も増加して価格が下落す

ると予想している。ニュージーランド産製材品の今後価格は、チリ産とロシア産製材品との競争のため、横ばい傾向で推移すると予想される。

表 4－13 製材品の価格 （単位：Won/m³）

区分	国内材			輸入材			
	チョウセン ゴヨウマツ	マツ	カラマツ	ニュージーランド産マツ			
	3.9×5.1 cm ×2.7m	3.9×5.1 cm ×2.7m	3.9×5.1 cm ×2.7m	4.5×4.5 cm ×3.6m	9.0×9.0 cm ×3.6m	k-grade (注文材)	
2005	297,500	356,958	239,958	218,000	212,750	－	
2006	－	332,429	204,719	185,250	185,250	－	
2007	－	352,025	209,125	220,333	206,000	－	
2008	－	388,800	233,750	231,500	237,500	－	
2009	－	388,800	230,625	253,000	246,750	－	
2010	－	388,800	232,500	311,500	296,500	348,750	
2011	－	388,800	235,415	313,750	301,250	334,500	
2012	－	388,800	－	312,000	297,000	330,000	
2013 1	－	388,880	－	294,000	279,000	330,000	
2	－	388,880	－	294,000	279,000	330,000	
3	－	388,880	－	294,000	279,000	330,000	
4	－	－	－	294,000	279,000	330,000	
5	－	－	－	294,000	279,000	330,000	
6	－	－	－	294,000	279,000	330,000	
7	－	－	－	294,000	279,000	330,000	
8	－	－	－	294,000	279,000	330,000	
9	－	－	－	294,000	279,000	330,000	
区分	輸入材				輸入材		
	ロシア産マツ				ラワン		
	3.3×3.3 cm ×3.6m	4.5×4.5 cm ×3.6m	4.2×4.2 cm ×3.6m	1~2 等級 (注文材)	4.5×12 cm ×3.6m	3.6×15 cm ×3.6m	マレーシア (ドア枠材)
2005	269,750	271,250	－	－	690,000	762,500	－
2006	283,250	298,000	－	－	783,750	890,000	－
2007	298,750	313,750	－	－	1,060,000	1,060,000	－
2008	263,750	380,000	－	－	1,149,000	1,149,000	－
2009	376,750	－	－	－	－	－	－
2010	－	－	376,250	284,250	－	－	835,000
2011	－	－	386,500	332,500	－	－	936,000
2012	－	－	387,500	347,415	－	－	1,089,000

2013 1	390,000	－	－	349,140	－	－	1,089,000
2	390,000	－	－	349,140	－	－	1,089,000
3	435,000	－	－	349,140	－	－	1,089,000
4	450,000	－	－	355,200	－	－	1,089,000
5	450,000	－	－	355,500	－	－	1,089,000
6	450,000	－	－	355,200	－	－	1,089,000
7	450,000	－	－	355,200	－	－	1,089,000
8	450,000	－	－	355,200	－	－	1,089,000
9	435,000	－	－	355,200	－	－	1,089,000

注：国内材は山林組合中央会木材集荷場の平均価格

資料：国立山林科学院「林業経済動向」

4－4－4 木質ボード類の価格

合板製品の価格は、輸入品である 12×1,220×2,400mm 規格以外には 2013 年以後に詳しく調査されていない。12×1,220×2,400mm 規格製品の価格は、2013 年に入ってから値上がり始め、2013 年 6 月に 25,270Won/枚を維持し、その以後には少し下落している。

表 4－1 4 合板製品の価格 （単位：Won/枚）

区分	3×1,220×2,400mm (輸入材)	12×1,220×2,400mm (輸入材)	12×1,220×2,400mm (国内材)
2007	3,750	14,975	14,570
2008	4,253	15,419	15,444
2009	5,213	18,671	18,856
2010	5,300	19,500	－
2011	5,300	19,500	－
2012	4,417	23,122	－
2013 1	－	25,270	－
2	－	25,270	－
3	－	25,270	－
4	－	25,270	－
5	－	25,270	－
6	－	25,270	－
7	－	24,787	－
8	－	24,640	－
9	－	24,640	－
10	－	24,640	－
11	－	24,640	－

12	-	24,640	-
----	---	--------	---

注：合板価格は Incheon・Busan・Gunsan 地域の工場度平均価格

資料：国立山林科学院「林業経済動向」

MDF 製品の価格は、最近ホルムアルデヒド対策製品が生産されているが、その対策のための原材料の購入費用及び生産費の増加で一部製品に対しては価格上昇が発生している。しかし、輸入製品との価格競争のため、その価格上昇の幅は大きくないと予想される。

表 4－15 MDF 製品の価格 （単位：Won/枚）

区分	3×1220×2440 mm (国内材)	9×1220×2440 mm (国内材)	18×1220×2440 mm (国内材)
2007	3,077	7,141	13,374
2008	3,184	7,579	13,288
2009	3,130	8,536	13,746
2010	3,130	7,860	13,730
2011	3,130	7,860	13,730
2012	3,970	8,871	11,442
2013 1	4,560	9,470	-
2	4,560	9,470	-
3	4,560	9,470	-
4	4,560	9,470	-
5	4,560	9,470	-
6	4,560	9,470	-
7	4,560	9,470	-
8	4,560	9,470	-
9	4,560	9,470	-
10	4,560	9,470	-
11	4,560	9,470	-
12	4,560	9,470	-

注：MDF 価格は Incheon・Busan・Gunsan 地域の工場平均価格

資料：国立山林科学院「林業経済動向」

PB 製品の価格は、国内生産における原材料の価格上昇と需要の増加で一部製品が上昇を示している。しかし、MDF 製品と同様に輸入製品との価格競争のため、その価格上昇の幅は大きくないと予想される。

表 4－1 6 PB 製品の価格 (単位：Won/枚)

区分	12×1, 200×2, 440 mm (国内材)	15×1, 200×2, 400 mm (国内材)
2007	6, 592	7, 498
2008	6, 567	7, 400
2009	9, 319	10, 479
2010	9, 200	10, 285
2011	9, 200	10, 300
2012	9, 215	11, 193
2013 1	9, 080	12, 100
2	9, 080	12, 100
3	9, 080	12, 100
4	9, 080	12, 100
5	9, 080	12, 100
6	9, 080	12, 100
7	9, 080	12, 100
8	9, 080	12, 100
9	9, 080	12, 100
10	9, 080	12, 100
11	9, 080	12, 100
12	9, 080	12, 100

注：PB 価格は Incheon・Busan・Gunsan 地域の工場平均価格

資料：国立山林科学院「林業経済動向」

5. 木材規格及び木材利用促進に関する法律

5-1 原木規格の改正

韓国の原木規格は、今まで大径材（1、2、3、4品等）、中径材（2、3、4品等）、小径材（3、4品等）の9品等に区分されているが、2013年6月3日に「山林資源の造成及び管理に関する法律」第39条（林産物規格の告知）第1項と同法施行令第71条（権限の委任及び委託）第2項第5号に基づき改正された。今回の原木規格の改正により、従来の9品等区分が特用材級、1等級、2等級、3等級、円柱材級、原料材級の6等級になった。この規格は国内で生産された原木として建築及びその他の一般用度に使用される原木に限って適用される。

表5-1 原木等級区分の新旧対照

改正前		改正後
大径材	1、2、3、4品等	特用材級
		1等級
中径材	2、3、4品等	2等級
		3等級
小径材	3、4品等	円柱材級
		原料材級

資料：国立山林科学院告示第2013-2号（原木規格）、2013年6月3日

特用材級：針葉樹のうち直径が大きく欠点が少なく、文化財修理、工芸品、合板用などの生産に適した直径と品質が優れた原木をいう。

1等級：直径が特用材級より小さいが、直径が大きく欠点が少なく、針葉樹の場合は韓国の伝統木造住宅である韓屋などの建築材に利用され、広葉樹の場合は家具材と内装材に利用される直径と品質を有する原木をいう。

2等級：直径が1等級より小さいが、直径が大きく欠点が少なく、針葉樹の場合は構造材、デッキ材、内装材に利用され、広葉樹の場合は家具材と内装材などに利用される直径と品質を有する原木をいう。

3等級：直径が2等級より小さく欠点が多いが、針葉樹の場合は製材加工用に利用され、広葉樹の場合は薪炭材などに利用される直径と品質を有する原木をいう。

円柱材級：針葉樹のうち直径が3等級より小さいが、造園用材に利用される円柱材の生産が可能な直径と品質を有する原木をいう。

原料材級：直径が針葉樹の場合は円柱材級、広葉樹の場合は3等級より小さく欠点が多い原木であり、主に仮設材、シイタケ原木、チップ、ボード、パルプなどの原材料として利用される原木をいう。

一方、改正された原木規格は、樹種をマツ類、カラマツ類、ヒノキ・スギ類、広葉樹類の四つの樹種群に大きく区分している。各樹種群の等級区分は次のとおりである。

表 5－2 原木規格における樹種類別の区分

樹種群	樹種
マツ類	アカマツ、クロマツ、チョウセンゴヨウマツ、ストローブマツ、リギダマツ、リギテーダマツ
カラマツ類	カラマツ
ヒノキ・スギ類	ヒノキ、サワラ、スギ、エゾマツ、モミ、その他の針葉樹
広葉樹類	ブナ、ポプラ、その他の広葉樹

資料：国立山林科学院告示第 2013-2 号（原木規格）、2013 年 6 月 3 日

表 5－3 マツ類の等級区分

区分	特用材級	1 等級	2 等級	3 等級	円柱材級	原材料級
直径 (cm)	42 以上	27 以上	21 以上	18 以上	12 以上	6 以上
長さ (m)	2.1 以上	3.6 以上	3.6 以上	2.1 以上	2.4 以上	1.8 以上
節	長径 15cm 以下			2 等級基準に当たらないもの		
目割れ	30%以下					
曲り	20%以下			30%以下		円柱材級基準に当たらないもの
腐れ	20%以下			30%以下		
その他欠点	軽微なもの			著しくないもの		

資料：国立山林科学院告示第 2013-2 号（原木規格）、2013 年 6 月 3 日

表 5－4 カラマツ類の等級区分

区分	特用材級	1 等級	2 等級	3 等級	円柱材級	原材料級
直径 (cm)	36 以上	24 以上	18 以上	15 以上	9 以上	6 以上
長さ (m)	2.1 以上	3.6 以上	3.6 以上	2.1 以上	2.4 以上	1.8 以上
節	長径 15cm 以下			2 等級基準に当たらないもの		
目割れ	30%以下					
曲り	20%以下			30%以下		円柱材級基準に当たらないもの
腐れ	20%以下			30%以下		
その他欠点	軽微なもの			著しくないもの		

資料：国立山林科学院告示第 2013-2 号（原木規格）、2013 年 6 月 3 日

表 5－5 ヒノキ・スギ類の等級区分

区分	特用材級	1 等級	2 等級	3 等級	原材料級
直径 (cm)	21 以上	15 以上	9 以上	9 以上	6 以上
長さ (m)	2.1 以上	3.6 以上	3.6 以上	2.1 以上	1.8 以上
節	長径 15cm 以下			2 等級基準に当たらないもの	
目割れ	30%以下				
曲り	20%以下			30%以下	3 等級基準 に当たらないもの
腐れ	20%以下			30%以下	
その他欠点	軽微なもの			著しくないもの	

資料：国立山林科学院告示第 2013-2 号（原木規格）、2013 年 6 月 3 日

表 5－6 広葉樹類の等級区分

区分	1 等級	2 等級	3 等級	原材料級
直径 (cm)	27 以上	15 以上	12 以上	6 以上
長さ (m)	2.1 以上	2.1 以上	2.1 以上	1.2 以上
節	長い直径 15cm 以下		2 等級基準に当たらないもの	
目割れ	30%以下			
曲り	20%以下		30%以下	3 等級基準 に当たらないもの
腐れ	20%以下		30%以下	
その他欠点	軽微なもの		著しくないもの	

資料：国立山林科学院告示第 2013-2 号（原木規格）、2013 年 6 月 3 日

5－2 木材の持続可能な利用に関する法律

2000 年代に入ってから、木材利用による地球環境への貢献と国産材の持続的な供給拡大が求められている。また、環境に優しく、健康効果等の特性を持つ木材に対する国民の関心が徐々に高まっているにもかかわらず、これを裏付ける法律的な根拠と政策的な手段が整備されなかった。このような状況を踏まえ、2011 年 11 月 15 日に国会で「木材の持続可能な利用に関する法律」が発議され、2012 年 2 月 8 日に国会の小委員会を経て、同月 9 日に常任委全体会議を通過し、5 月 2 日に国会の本会議を通過して 2013 年 5 月 24 日から本法案が法律として効力を持っていた。

木材の持続可能な利用に関する法律の主な内容は以下のとおりである。なお、全文の内容、付属資料 1 の仮訳文を参照されたい。

- ➡ 山林庁長は、木材の持続可能な利用のために 5 年ごとに木材の持続可能な利用に関する総合計画及び年次別の施行計画を樹立する。市・道知事は該当地域の状況を考慮した地域計画を樹立・施行できるようにする。（第 6 条及び 7 条）
- ➡ 木材及び木製品の生産・流通・消費などの木材の持続可能な利用に関する統計及び実態調査を通じて情報体系を構築して総合計画に反映できるようにする。（第 8 条）

- ➡ 木材の持続可能な利用のために、総合計画及び木材利用の支援政策に関する事項を判断するため山林庁長の下で木材利用委員会を設置する。(第 9 条)
- ➡ 国また地方自治団体長は、木材文化振興及び木材教育の活性化のために、木材文化指数を測定・公表し、木材教育プログラム・伝統木製品・地域間伐材の利用製品などに関する多様な認証・認定制度を運営できるようにする。(第 10 条～第 14 条)
- ➡ 木材及び木製品の炭素貯蔵量の表示が必要な品目を定めて表示し、一定規模以上に建築する者に炭素貯蔵量及び炭素貯蔵率を測定・公表させるようにする。(第 15 条)
- ➡ 木材文化・木材教育に関する政策・制度の調査・研究、木材文化指数の測定、炭素貯蔵量・炭素貯蔵率の測定・公表など木材利用の増進事業を持続的に行うために木材文化振興会を設立する。(第 16 条)
- ➡ 木材及び木製品の利用による物理的・化学的な被害を防ぐために、韓国林業振興院から安全性の評価を行い、その評価結果に伴って安全性の優秀木製品及び安全性のための製品として指定して流通させるようにする。(第 17 条)
- ➡ 基準に適合な木製品の製造技術を新しい技術として指定できるようにして認証・認定された木製品とともに国家・地方自治団体及び公共機関に優先購買するように根拠を整備する。(第 18 条及び第 19 条)
- ➡ 木製品の品質向上と流通システムを確立するため製品の規格と品質を告示し、流通過程を調査・検査して、その結果を公開する品質管理に関する制度を運営する。(第 20 条～23 条まで)
- ➡ 木材流通の根幹であり第 1 次生産業者である伐採業者また製材業者を対象に登録制度を導入して体系的に管理しながら不法伐採を防ぐとともに木材流通の透明性を確保できるようにする。(第 24 条～第 27 条まで)
- ➡ 地球温暖化及び気候変動に対応するため木質バイオマスエネルギーの利用を拡大し、木造住宅の安全施工・管理・指導、木材産業の技術開発の促進のため必要な費用を支援できるようにする。(第 28 条～第 30 条)
- ➡ 技術人力の養成のために専門教育機関を指定して必要な費用を支援できるようにする。また木造住宅の技術者に関する制度を運営しながら持続可能な木材利用のための人的基盤を構築できるようにする。(第 31 条及び第 32 条)

6. 日韓間の木材貿易の現状

6-1 韓国の日本からの主要木材製品の輸入実績

韓国の日本からの主要木材製品の輸入実績をみると、量的には大きくないが輸入量が増加している。

原木の輸入は、2008年の1.8万 m^3 から2012年に2.5万 m^3 、さらに2013年には4.3万 m^3 （2008年対比2.4倍増）と大幅増加している。それは経済の発展に伴い、木造建築、住宅等の内装など生活の中に木材をより多く使われるようになってきた動きを反映している結果と評価されている。特に日本から輸入されているヒノキやスギは、韓国国民の多くが健康面での効果等の特性を持っていると認識している。2014年1月23日から26日までソウルCOEXで開けられたハウジング展示会で国内大手の木材企業であるYOUNGLIM木材（株）が日本の中国木材株式会社から直接輸入されたヒノキやスギなどの製材品や集成材などの展示や販売を行った。

製材品の輸入は、2008年の2千 m^3 から2013年の5千 m^3 と増加した。フローリングの輸入は2011年に2.5万 m^3 となったが、その後減少傾向に転じ2013年には4千 m^3 が輸入された。木材チップの輸入は2010年以降から大きく増加し始め、2011年に2,208トン、2012年に6,573トンと増加している。



6-1 日本産木材製品を展示している展示会場の一角

表 6－1 韓国の日本からの主要木材製品の輸入実績
(単位：チップがトン、そのほかが1,000m³)

年	原木	製材品	合板	PB	MDF	フローリング	チップ
2008	18	2	1	0	1	0	1
2009	13	2	1	0	1	2	4
2010	12	2	1	0	0	13	291
2011	18	2	1	0	0	25	2,208
2012	25	3	1	0	0	9	6,573
2013	43	5	1	0	0	4	4,647

資料：山林庁「林産物輸出統計」

6－2 韓国の日本への主要木材製品の輸出実績

韓国の日本への主要木材製品の輸出実績をみると、量的にはごくわずかであるが木質パネルを中心に輸出が行っている。MDFの輸出は、2008年の1.5万m³から2012年の2.3万m³、2013年の2.4万m³へと増加している。フローリングの輸出は、2008年の42.1万m³から2010年の2千m³へと大きく減少し、2013年には6千m³となっている。製材品は、2013年が9千m³であり、前年対比で微増している。

表 6－2 韓国の日本への主要木材製品の輸出実績 (単位：1,000m³)

年	製材品	合板	PB	MDF	フローリング
2008	3	－	－	15	421
2009	4	－	－	7	64
2010	4	1	－	7	2
2011	4	4	1	13	－
2012	4	1	1	23	1
2013	9	1	3	24	6

資料：山林庁「林産物輸出統計」

主要参考文献

1. 韓国林業振興院：2013 年夏国産材原木の市場価格動向
2. 韓国林業振興院：2013 年秋国産材原木の市場価格動向
3. 韓国林業振興院：2013 年冬国産材原木の市場価格動向
4. 社団法人韓国合板ボード協会：合板及びボード統計（2013）
5. 山林庁：2011 年基準木材利用実態調査（2012）
6. 山林庁：木材産業振興総合計画（2012～2016）（2011）
7. 山林庁：山林と林業動向に関する年次報告書（2013）
8. 山林庁：林業経営実態調査報告書（2012）
9. 山林庁：林業統計年報（2013）
10. 山林庁：木材利用実態調査（2009）
11. 山林庁：2013 年木材需給展望（案）（2013）
12. 山林庁：林産物輸出統計
13. 国立山林科学院：木材流通構造分析（2007）
14. 国立山林科学院：山林部門の傾向及び長期展望（2007）
15. 国立山林科学院：林業経済動向（2013）
16. 韓国農村経済研究院：農業展望 2012（2012）
17. 韓国製紙工業連合会：製紙需給統計
18. 韓国貿易協会：貿易統計

付属資料 1 木材の持続的な利用に関する法律（仮訳）

（法律：第11429号）

2012. 5. 23制定

2013. 5. 24施行

第1章 総則

第1条（目的） この法律は木材の炭素貯蔵機能とその他の多様な機能を増進して木材を持続的に利用させることで気候変動に対応しながら国民の生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この法律で使用される用語の意味は次の通りである。

1. 「木材」とは「山林資源の造成及び管理に関する法律」による立木・竹を伐採した産物（原木及び輸入された産物を含む）をいう。
2. 「木材製品」とは木材また木材と他の原料を物理的・化学的に加工して生産された製品（輸入された製品も含む）として大統領令で定めた比率以上の木材が含まれた製品をいう。
3. 「木材生産業」とは「山林資源の造成及び管理に関する法律」による立木・竹を伐採・製材して流通（原木及び輸入した産物の製材・流通を含む）する事業をいう。
4. 「木材産業」とは木材製品を生産・販売する産業をいう。
5. 「木材文化」とは木材の多様な機能を具現する木材製品を選好しながら利用する社会構成員の共通された価値観・知識・規範と生活様式をいう。
6. 「木材文化指数」とは木材文化の定着及び振興に関する程度を数値で表示したものをいう。
7. 「木材教育」とは木材の多様な機能を体系的に体験・学習して木材の重要性を理解しながら木材に関する知識を習得して正しい価値観を持たせる教育をいう。
8. 「木材の持続的な利用」とは木材文化を振興し、木材教育を活性化し、木材製品を体系的に安定的に供給して現世代のみならず未来世代の社会的・経済的及び精神的に多様な木材需要を充足できるように木材を持続的に利用することをいう。
9. 「炭素貯蔵量」とは木材製品に貯蔵された炭素量をいう。
10. 「地域間伐材」とは地方自治体地域または隣接した自治体の内で生産された木材をいう。
11. 「地域間伐材の利用製品」とは木材製品に使用された木材量の中で該当の木材製品の生産場所が所在する地方自治体地域で生産された間伐材を使用した比率が大統領令で定められた比率以上である木材製品をいう。

第3条（基本理念） 木材利用を通じて快適な生活環境の造成及び炭素貯蔵の拡大は、国民健康の増進と文化的な生活の享有及び気候変動に対応するための必要な要素を認識し、木材文化の振興と木材教育の活性化を通じて木材の持続可能な利用を達成すると同時に未来世代に木材利用が継承できることをこの法律の基本理念とする。

第4条（責務） 国家及び地方自治体は木材文化の振興と木材教育の活性化及び木材製品の体系的・安定的な供給に必要な施策を樹立・施行して木材の持続的な利用が増進されるよう努力する。

第5条（他の法律との関係） 木材の持続可能な利用に関する他の法律で別に定めた場合を除いてはこの法律に従う。

第2章 総合計画の樹立・施行

第6条（総合計画の樹立等） ①山林庁長は木材の持続可能な利用のために5年ごとに木材の持続可能な利用に関する総合計画（以下、「総合計画」という）を樹立・施行する。

②総合計画には次の内容が含まれる。

1. 木材の供給・流通現況と展望
2. 木材文化の振興及び木材教育の活性化に関する計画
3. 木材及び木材製品の長短期に関する需給計画
4. 木材市場及び木材産業の育成のための中長期に関する投資計画
5. 木材の持続可能な利用増進に関する計画
6. 木材産業の競争力の向上のための研究開発に関する事業
7. 木材産業に関連する技術教育及び専門者の育成方案
8. 国産材の供給・利用の活性化に関する計画
9. その他に木材の持続可能な利用のために必要な事項

③山林庁長は総合計画を樹立あるいは変更する場合には関係中央行政機関の長と協議し、市・道知事の意見を受けて、第9条第1項に定める持続可能な木材利用委員会の審議を経て確定する。ただし、大統領令で定める細目を変更する場合にはこの限りではない。

④山林庁長は総合計画の樹立のために必要な場合は関係中央行政機関の長及び市・道知事に資料提出を要求できる。その場合は関係中央行政機関の長及び市・道知事は特別な事情がない限り、これに従わなければならない。

⑤山林庁長は総合計画による年次別全国施行計画（以下、「全国施行計画」という）を樹立・施行する。この場合は全国施行計画に毎年の木材需給に関する計画を含まなければならない。

⑥山林庁長は第3項によって確定した総合計画及び第5項によって樹立した全国施行計画を関係中央行政機関の長と市・道知事に通知する。

第7条（地域計画の樹立等） ①市・道知事は第6条第6項によって山林庁長から総合計画の樹立に関する通知を受けると総合計画の内容と該当地域の状況を踏まえて5年ごとに木材の持続可能な利用に関する地域総合計画（以下、地域総合計画という）を樹立あるいは変更しなければならない。この場合は山林庁長から総合計画の変更に関する通知を受けて特別な理由がない限り、これを地域総合計画に反映しなければならない。

②市・道知事は地域総合計画と第6条第6項によって通知を受けた全国施行計画に基づいて年次別の地域施行計画（以下、「地域施行計画」という）を樹立・施行しなければならない。この場合は地域施行計画に木材需給計画が含まなければならない。

③市・道知事は農林畜産食品部令で定められた事項によって地域施行計画の推進実績を山林庁長に提出しなければならない。

第8条（統計・実態調査及び情報体系の構築・運営）①山林庁長は毎年木材製品の生産・流通・消費などを含めて木材の持続可能な利用に関する統計調査及び実態調査（以下、統計・実態調査という）を実施してその結果を総合計画と全国施行計画に反映しなければならない。この場合は統計の調査・作成に関係する統計法の関連規定を準用する。

②山林庁長は木材の持続可能な利用に関する情報と資料などを国民に公開して木材産業の活性化に必要な政策を効率的に樹立・施行するために木材の持続可能な利用に関する情報体系を構築・運営しなければならない。

③山林庁長は統計・実態調査及び第2項による情報体系の構築・運営のために必要な場合には関係中央行政機関の長、地方自治体の長、公共機関の長、関係機関及び団体の長などに必要な資料及び情報の提供を要求できる。この場合は資料及び情報提供の要求を受けた者は正当な理由のない場合にはこれに従わなければならない。

④山林庁長は統計・実態調査の内容及び第2項による情報・資料を「公共機関の情報公開に関する法律」によって国民に提供できるよう努力しなければならない。

⑤統計・実態調査の範囲、方法及びその他に必要な事項は大統領令で定める。

第3章 木材文化の振興及び木材教育の活性化など

第9条（持続可能な木材利用委員会）①木材利用を持続的に活性化するために山林庁長の所属で持続可能な木材利用委員会（以下、「木材利用委員会」という）を置く。

②木材利用委員会は次の業務を行う。

1. 第6条3項による総合計画の審議
2. 第14条第1項各号による認証・認定に関する審査
3. 第17条第3項及び第4項による安全性の優秀な木材製品の指定及び安全性のための木材製品の指定に関する審査
4. 第18条第1項による木材製品の新技術の指定に関する審査
5. 第20条による木材製品の規格・品質基準の審査
6. その他木材の持続可能な利用に関する事項の中で農林畜産食品部令で定める事項

③木材利用委員会は委員長1名を含めて20名以内の委員に構成する。

④木材利用委員会では大統領令で定まれた規定によって分科委員会及び専門委員を置くことができる。

⑤木材利用委員会及び分科委員会の構成及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第10条（木材文化の振興及び木材教育の活性化）①国家及び地方自治体の長は国民の生活において木材の多様な機能が具現できるよう木材文化の振興に努力しなければならない。

②国及び地方自治体の長は木材の多様な機能の体験・学習に必要な木材教育プログラムを開発・普及するなど木材教育の活性に努力しなければならない。

第11条（木材文化指数の測定及び公表）①山林庁長は市・道の木材文化指数を毎年測定して公表しなければならない。

②市・道知事は管轄市・郡・区の木材文化指数を毎年測定して公表しなければならない。

③第1項及び第2項の木材文化指数の測定は第16条に伴う木材文化振興会に委託することができる。

④第1項及び第2項による木材文化指数の測定基準・測定方法及び公表の手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第12条（伝統木材文化の継承・発展）①国家及び地方自治体は伝統木材文化を継承・発展するために必要な施策を開発してその情報を提供しなければならない。

②山林庁長は伝統木材加工技術を活用した多様な木材製品及び生産技術を開発・普及し、伝統木材文化を継承・発展するために伝統木材製品の認証制度と木材製品名人の認定制度を運営することができる。

第13条（地域木材文化の振興等）①山林庁長及び地方自治体の長は地域木材文化の振興と炭素吸収源の増進のために地域間伐材の利用を促進する施策を推進することができる。

②山林庁長は地域木材文化の振興と炭素吸収源の増進のために地域間伐材の利用製品を認証することができる。

第14条（認証・認定等）①次の各号の認証・認定を受けられる者は農林畜産食品部令の規定によって山林庁長に認証・認定を申請することができる。

1. 木材教育プログラムの認証
2. 伝統木材製品の認証
3. 木材製品名人の認定
4. 地域間伐材の利用製品の認証

②山林庁長は第1項の各号の認証・認定に関する申請を受けた場合は木材利用委員会の審査を経て検討しなければならない。

③第2項による認証の有効期間は認証を受けた日から3年、認定の有効期間は認定を受けた日から5年とし、認証・認定の有効期間は大統領令で定められた規定に従う。

④山林庁長は第2項による認証・認定が次の各号のいずれか一つに該当する場合この認証・認定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合にはこの認証・認定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他の不正な方法で認証または認定を受けた場合
2. 他者に本人の商号または名称を使用させる場合
3. 第2項による認証・認定基準に不適合な場合

⑤第4項による認証・認定が取り消しされた者は取り消しされた日から3年が過ぎなければその認証・認定を申請することができない。

⑥第1項による認証・認定の申請手続き、認証・認定の表示方法、その他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第15条（炭素貯蔵量の表示・測定等）①山林庁長は大統領令で定めている木材製品に対して炭素貯蔵量を表示させることができる。

②山林庁長は大統領令で定めている木材専門機関に炭素貯蔵量の測定を代行させることができる。

③第1項による認証・認定の申請手続き、認証・認定の表示方法、その他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第16条（木材文化振興会）①木材文化の振興、木材教育の活性化及び木材の持続可能な利用を促進するために山林庁長の所管で木材文化振興会（以下、「振興会」という）を設立する。

②振興会は次の各号の事業を行う。

1. 木材文化と木材教育に関する政策・制度の調査・研究・教育・広報などに関する事業
2. 木材文化の振興及び木材教育の活性化に関する事業
3. 木材文化指数の向上に関する事業
4. 炭素貯蔵量の測定に関する事業
5. その他木材の持続可能な利用のために必要な事業として農林畜産食品部令で定める事業

③振興会は法人とし、その主な事務室の所在地で設立登記を行うことで成立する。

④振興会の事業に使用される経費は会費・事業費・委託手数料などで充当し、国家または地方自治体は所要経費の一部を予算の範囲で支援できる。

⑤振興会の組織、振興会が行う事業の範囲、その他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

⑥振興会に関してこの法律で規定されたことを除いては「民法」の中で社団法人に関する規定を準用する。

第4章 木材製品の品質管理

第17条（木材製品に対する安全性の評価等）①山林庁長は木材製品を生産・販売または利用する際に人と環境に物理的・化学的な被害が発生しないように木材製品に対する安全性の評価（以下、安全性評価という）を行うことができる。

②安全性の評価は「林業及び山村振興促進に関する法律」第29条の2による韓国林業振興院（以下、韓国林業振興院という）に委託することができる。

③山林庁長は安全性の評価結果が優れたことが認定された木材製品を木材利用委員会の審査を経て安全性の優秀な木材製品として指定することができる。

④山林庁長は安全性の評価結果が危害要素があると認定された木材製品を木材利用委員会の審査を経て安全性の危害の木材製品として指定し、大統領令の定めによって木材製品の生産及び販売を制限または廃棄を命ずることができる。

⑤安全性の評価結果について異議がある者は、大統領令の定めによって異議申請を行い、再び安全性の審査を受けることができる。

⑥安全性の評価の対象・基準・方法及び有効期間、安全性の優秀な木材製品及び安全性のための木材製品の指定基準・手続き、安全性のための木材製品の廃棄方法、その他必要な事

項は大統領令で定める。

第18条（木材製品の新技术の指定）①山林庁長は木材製品の製造の技術的な向上と新しい技術開発を促進するために大統領令で定めている基準に適合する技術を木材製品の新技术として指定することができる。

②山林庁長は第1項にとって木材製品の新技术と指定する場合には韓国林業振興院の技術分析と木材利用委員会の審議を経なければならない。

③新技术指定の取り消しに関しては第14条第4項を準用する。この場合、第2項は第1項と、認証・認定は木材製品の新技术の指定と認める。

④木材製品の新技术の指定に関する手続きまたはその他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第19条（優先購買）国家・地方自治団体または公共機関は他の法律の規定にもかかわらず次の各号のいずれかの一つに該当する木材製品を優先的に購買することができる。

1. 第14条第1項第2号にとって伝統木材製品の認証を受けた木材製品
2. 第14条第1項第3号によって木材製品の名人によって認定を受けた者が造った木材製品
3. 第14条第1項第4号によって地域間伐材の利用製品として認証を受けた木材製品
4. 第17条第3項によって指定された安全性が優れた木材製品
5. 第18条第1項によって指定された木材製品の新技术を利用して製造した木材製品

第20条（木材製品の規格・品質基準の告示及び検査）①山林庁長は木材製品の品質向上と流通秩序を確立するために大統領令で定めている木材製品に対してその規格と品質基準を告示しなければならない。

②第1項によって規格と品質基準が告示された木材製品を生産する者がこれを販売または輸入する者がこれを通関する場合には大統領令で定めている木材規格・品質検査を自主的に行うことができる工場（以下、自主検査工場という）を指定して自主検査を行うことができる。

③山林庁長は第2項による検査結果の規格・品質基準に適合していない木材製品に対して大統領令で定めたところによって販売停止・搬送または廃棄を命ずることができる。

④第2項によって検査を受けた木材製品を販売・保管または通関する者は規格・品質検査の結果を消費者が見やすい位置に表示しなければならない。

⑤第2項による規格・品質検査の結果について異議がある者は大統領令の定めによって異議申請を行い、再び規格・品質検査を受けることができる。

⑥第2項から第5項までによる規格・品質基準及び有効期間、規格・品質表示の基準、自主検査工場の指定基準・指定の手続き、搬送、廃棄方法、その他必要な事項は大統領令で定める。

第21条（木材製品の品質認証）①山林庁長は木材製品の円滑な流通、品質向上及び消費者保護のために品質認証（以下、「品質認証」という）を行うことができる。

②品質認証は韓国林業振興院に委託することができる。

③品質認証を受けてない木材製品には品質認証の表示またはこれと類似の表示をしてはならない。

④品質認証の有効期間は5年の範囲で大統領令で定める。ただし、必要な場合は2年の範囲で一回限りその期間を延長することができる。

⑤山林庁長は品質向上と生産の奨励などのために必要な場合は品質認証を受けた木材製品を生産する者に予算の範囲で資金を支援することができる。

⑥品質認証の対象品目、表示基準及び方法、認証手続き、認証期間及び実施時期、その他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第22条（規格・品質検査または品質認証の取消し等）①山林庁長は規格・品質表示または品質認証が表示された木材製品の品質水準を維持または消費者を保護するために必要と認められる際には関係公務員または韓国林業振興院の職員に流通・販売されている木材製品を収集して次の各号の事項に対して適合するかどうかを調査・検査させることができる。この場合は収集・調査・検査または閲覧を行う公務員はその権限を表示する身分証を持ってこれに関係者に提示するものとする。

1. 第20条第2項による規格・品質検査を受けたかどうか
2. 第20条第4項による規格・品質検査または第21条による品質認証の表示が正しいかどうか
3. 木材製品の規格・品質が規格・品質基準または品質認証の基準に適合しているかどうか
4. その他規格・品質または品質認証と関連する事項

②第1項による関係者は収集・調査・検査または閲覧に対して正当な理由がない限り拒否・妨害または忌避することができない。

③山林庁長は第20条第4項に規格・品質表示、第21条による品質認証の表示が次の各号のいずれか一つに該当すると規格・品質検査の判定または品質認証を取消及び表示の変更・使用停止の処分またはその木材製品の販売停止をすることができる。

1. 虚偽またはその他不正な方法で規格・品質検査及び品質認証を受けた場合
2. 規格・品質表示または品質認証の表示を変更及び事実と異なって表示する場合
3. 規格・品質検査を受けた木材製品または品質認証を受けた木材製品と生産・販売される木材製品が異なる場合
4. 規格・品質が規格・品質基準または品質認証の基準と適合しない場合
5. 表示の内容が規格・品質表示の基準または品質認証表示の基準に違反する場合
6. 表示の変更または表示の使用停止の処分に従わない場合

第23条（木材製品の情報公開）山林庁長は次の各号の事項を農林畜産食品部令の定めによって公開しなければならない。この場合、山林庁長はこの公開を韓国林業振興院に委託することができる。

1. 第20条第2項による規格・品質検査の結果
2. 第21条第1項による品質認証の結果
3. 第22条第1項による調査・検査の結果

第5章 木材流通及び木材利用の活性化

第24条（木材生産業の登録等）①木材生産業を営業者は大統領令で定められた基準によって主な事務所の所在地を管轄している地方自治団体の長に登録しなければならない。この場合自治体の長はその者に登録書を発給しなければならない。

②第1項によって木材生産業を行うために登録した者（以下、「木材生産業者」という）はその商号・名称または事務所の所在地あるいはその他大統領令で定めている事項が変更された場合には自治体の長に申告しなければならない。

③木材生産業者は他者に本人の商号または名称を使用して木材生産業を営業者させることやこの登録証を貸すことはできない。

④木材生産業者が木材生産業を譲渡及び合併する場合には大統領令の定めによって自治体の長に申告しなければならない。

第25条（欠格理由）次の各号のいずれかの一つに該当する者は木材生産業に登録できない。法人の場合はその役員の中に次の各号のいずれかの一つに該当する社がいる場合にも同様とする。

1. 破産宣告を受けて復権されていない者
2. 木材生産業の登録が取消された日から2年が経過していない者
3. この法律に違反し懲役刑以上の実刑を宣告されて、この執行が終えるかまたは免除された日から2年が経過していない者
4. この法律に違反し懲役刑の執行猶予の宣告を受けてその猶予期間中の者

第26条（登録の取消し等）①自治体の長は木材生産業者が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には木材生産業の登録を取り消し、または6ヵ月以内の期間を決めて営業の停止を命じることができる。ただし、第1号及び第2号に該当する場合には木材生産業の登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法で第24条第1項による登録を行う場合
2. 第25条の各号のいずれかの一つに該当する場合
3. 木材生産業の登録基準に達していない場合
4. 第24条第3項に違反する場合
5. 第24条第4項による申告をしてない場合
6. 第27条第1項に違反して帳簿を整えてない場合
7. 正当な理由がないにもかかわらず、第27条第2項による報告または検査を拒否・妨害及び忌避した場合
8. 営業停止期間に営業する場合

②第1項による登録取消しなどの具体的な基準は違反行為の種類と違反程度などを考慮して大統領令で定める。

③木材生産業者が第1項によって木材生産業の登録取消し処分を受けた場合はその取消し処分を受けた日から木材生産業を行うことができない。ただし、登録取消し処分を受ける前に流通するために契約した木材の場合に限り続けて流通することができる。

第27条（指導・監督）①木材生産業者は農林畜産食品部令の定めによって木材の種類・流通量などを明確に書かれた帳簿を整えなければならない。

②自治体の長は木材生産業の登録基準及び木材流通の現況などの確認が必要と認められた場合には木材生産業者に対して木材流通現況など、この業務に関する事項を報告または所属公務員に施設・装備・書類などを検査させることができる。

③第2項によって検査を行う場合には検査7日前に検査の日時・理由及び内容を木材生産業者に通知しなければならない。ただし、事前通知の場合は証拠隠滅などによって検査目的を達成できないと認定される場合にはその限りではない。

④第2項による検査を行う公務員はこの権限を表示する身分証を持ってこれを関係者に提示しなければならない。

⑤木材生産業は第2項による検査を正当な理由ない限り、拒否・妨害または忌避してはならない。

第28条（木材の持続可能な利用の活性化）①山林庁長は気候変動に対応するために国家・地方自治団体または公共機関に山林バイオマスエネルギーの使用を拡大させるよう奨励することができる。

②山林庁長は木材の効率的な利用と木材産業の体系的な育成のための木材流通団地または木材産業団地の開発を支援することができる。

③木材生産業者は木材の体系的な流通のための農林畜産食品部令の定めによって品質・等級別に選別して生産・販売するよう努力しなければならない。

第29条（木材及び木材製品の流通制限等）①山林庁長は木材及び木材製品の需給調整、流通秩序の確立及び安全性の確保のために必要と認定される場合には大統領令で定める木材及び木材製品の生産・販売・流通または使用を制限することができる。この場合は関係中央行政機関長との協議の後にこの制限の理由と内容を告示しなければならない。

②山林庁長は木材及び木材製品の効率的または安全的な使用のための指針を定めてこの指針によって使用するよう指導することができる。

第30条（木材産業に関連する技術開発の促進）①国及び地方自治体は木材産業関連の技術開発を促進するために次の各号の事項を推進することができる。

1. 木材産業に関連する技術研究と開発
2. 開発された技術の権利確保及び実用化
3. 木材産業に関連する技術協力及び情報交流
4. その他木材産業に関連する技術研究と開発に必要な事項

②山林庁長は第1項によって木材産業に関連する技術開発を促進するために木材に関連する技術開発またはこれを産業化する者に対して必要な経費を支援することができる。

第31条（技術者の養成）①山林庁長は木材の持続可能な利用に必要な専門者を養成するために必要な場合は次の各号の学校・機関などを専門者の養成機関として指定して必要な教育

訓練を実施させることができる。

1. 「高等教育法」第2条第1号から第6号までによる学校
2. 「山林組合法」による山林組合中央会所属の教育訓練機関
3. 「勤労者職業能力開発法」第2条第3号による職業能力開発訓練施設
4. 木材に関する研究活動などを目的として設立された研究所・機関及び団体

②山林庁長は第1項によって指定された専門者の養成期間に対して予算の範囲で教育訓練に必要な費用の全部または一部を支援することができる。

③山林庁長は第1項の教育訓練を修了した技術者及び「国家技術資格法」による関連の国家技術資格の取得者（以下、「技術者等」という）に対して林業公務員の採用及び経歴算定の際に加算点を付与あるいは山林事業法人の登録基準に技術者などを採用するような条件を備えさせることができる。

④専門者の養成機関の指定基準及び技術者の認定基準などに関する事項は大統領令で定める。

第32条（木構造技術者）①山林庁長は木材構造物の安全性を図ることや木構造建築の質的水準の向上、その他木構造技術の発展を促進するための木構造技術者の資格制度を運営することができる。

②木構造技術者規格の種類と資格要件、その他必要な事項は大統領令で定める。

③木構造技術者は次の各号の業務を行う。

1. 木材構造物の設置及び管理
2. 木造住宅及び木造建築物の施工と管理
3. その他に大統領令で定めている事項

④木構造技術者は同時に2社以上の会社に就職することは禁止され、他者にこの名義を使用することやその資格証を貸すことはできない。

⑤山林庁長は木構造技術者が次の各号のいずれかの一つに該当するとその資格の取消し及び3年以内の範囲で資格停止を命ずることができる。ただし、第1号・第3号及び第4号に該当する場合にはその資格を取り消させる。

1. 虚偽またはその他不正な方法で木構造技術者の資格を取得する場合
2. 第4項による就職制限あるいは名義使用及び資格証の貸与禁止に違反する場合
3. 資格停止の期間に業務を行った場合
4. 虚偽書類の作成あるいは故意にその業務を事実と異なって行う場合
5. 過失でその業務（書類作成を含む）を事実と異なって行う場合

⑥第5項による行政処分の細部的な基準は違反行為の種類と違反程度などを考慮して農林畜産食品部令で定める。

⑦山林庁長は木構造技術者の資格制度の円滑な運営と就職及び起業支援のために木構造技術者の資格及び経歴を管理することができる。

⑧木構造技術者に対する資格証の発給、資格証の発給状況の報告、その他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

⑨第8項によって発給された資格証はこれを他者に貸すことはできない。

第33条（国際協力及び対外市場進出の促進）①国及び地方自治団体は国内または海外で不法に伐採された木材が流通・利用しないようにその対策を樹立・施行しなければならない。

第34条（不法伐採された木材に関する対策）①国及び地方自治団体は国内または国外で不法に伐採されて木材の流通・利用ができないような対策を樹立・施行する。

②山林庁長は地方自治団体及び山林・木材産業と関連される機関・団体と協力して不法伐採された木材の流通、利用ができないように指導・広告する。

第35条（地方自治団体の木材産業に関する事業遂行）①山林庁長は木材産業に必要な技術のための地方自治体団体の長に次の各号の事業を遂行させることができる。

1. 木材産業に関連する技術の普及に必要な情報収集
2. 木材と関連された教育・体験事業の実施
3. 木材産業に関連する技術教育プログラムの設置及び運営
4. その他山林庁長が必要と認める事業

②山林庁長は第1項の事業を効率的に行うために予算の範囲で必要な費用を支援することができる。

第36条（木材利用名誉監視員）①山林庁長はこの法による規格及び品質表示、品質認証の表示を受けた木材製品の公正な流通秩序を確立するために次の各号のいずれか一つに該当する者を木材利用名誉監視員として委嘱し流通製品に対して指導・広報・啓蒙及び違反事項を申告できることとする。

1. 「消費者基本法」第2条第3号による消費者団体あるいは生産者団体の会員・職員
2. 「民法」及び「農林畜産食品部長官及びその所属庁長の所管に当たる非営利法人の設立及び監督に関する規則」によって許可を受けた法人の会員・職員
3. ボランティア

②山林庁長は木材利用名誉監視員に対して予算の範囲で監視活動に必要な経費を支払うことができる。

③木材利用名誉監視員の資格、委嘱方法及び任務などに必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

平成 24 年度原木需給情報システム開発事業実施報告書

韓国における木材需給と木材産業の現状と動向

発 行 平成 2 6 年 1 月
一般社団法人日本木材輸出振興協会 一般財団法人日本木材総合情報センター
〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12
電話 03-5844-6275
FAX 03-3816-5062
